

目 次

前 文

1	-	再編成の基礎となる基本的概念	318
1	-	S. A. E. D. の法人変更	318

業務契約

第1条	-	業務契約の目的	319
第2条	-	業務契約の期間	319
第3条	-	会社の任務	319
第4条	-	会社の目標	320
4.1	-	整備の目標	320
4.2	-	希望生産高	321
第5条	-	会社の義務	321
5.1	-	再編成	321
5.2	-	生産条件	322
第6条	-	政府の義務	322
6.1	-	会社の法的規定の変更	322
6.2	-	投資	322
6.3	-	業務	323
6.4	-	構造上の調達	324
6.5	-	促進措置	324
第7条	-	農民との関係	325
第8条	-	第三者との関係	326
第9条	-	業務契約の実行とフォロー	326
9.1	-	ジェネラル・マネジャーの責任	326
9.2	-	業務契約の実行のフォロー	326
9.3	-	監督代表団との関係	327
9.4	-	報告書	327
第10条	-	不可抗力の場合	327
10.1	-	水力的危険性	327
10.2	-	降水量の危険性	328
10.3	-	植物衛生上の危険性	328
第11条	-	係争と調停	328
第12条	-	発効	328
第13条	-	適用, 修正, 更新	328
第14条	-	署名	328

追 加 条 項

1. a	整 備 目 標	1981/82
1. b	"	1982/83
1. c	"	1983/84
2. a	開 発 目 標	1981/82
2. b	"	1982/83
2. c	"	1983/84
3. a	希 望 生 産 高	1981/82
3. b	"	1982/83
3. c	"	1983/84
4.	整備における投資額の計算のポイント	
5. a	整 備 の 投 資 額	1981/82
5. b	"	1982/83
5. c	"	1983/84
6.	保 全 ・ 維 持 費	
7. a	整備に必要な設備・機材	1981/82
7. b	"	1982/83
7. c	"	1983/84
8. a	必要な農耕機械	1981/82
8. b	"	1982/83
8. c	"	1983/84
9. a	必要な支承設備	1981/82
9. b	"	1982/83
9. c	"	1983/84
10. a	設 備 投 資	1981/82
10. b	"	1982/83
10. c	"	1983/84
11.	本 社 へ の 投 資	
12. a	必要人員 - 81年~84年の変化	
12. b	" - 83/84年 業務別	
13.	1981~84年の人件費	
14.	耕作地の耕耘費計算のポイント	
15. a	1981~84年の耕耘に関する赤字	

15. b	耕耘に関する赤字	1981/82
15. c	"	1982/83
15. d	"	1983/84
16. a	水のコスト計算のポイント 構造からの固定額の経費	
16. b	水のコスト計算のポイント 機能上の経費	
17. a	かんがいに関する1981~84年の赤字	
17. b	かんがいに関する赤字	1981/82
17. c	"	1982/83
17. d	"	1983/84
18.	1981~84年の収米の変化	
19. a	一般経費	1981/82
19. b	"	1982/83
19. c	"	1983/84
20. a	投資 - 要約	
20. b	" - 必要な融資	
21. a	機能上の経費 - 要約	
21. b	" - 必要な融資	
22.	財政的健全化	

前 文

1. 再編成の基礎となる基本的概念

S. A. E. D. 社の当初の目標（セネガル川のデルタ地帯での集約稲作、冠水農法、大型機械化、農民の入植）は、何回も調整されてきた。同社の設立以来の軌道修正は以下の3時期が主なものである。

1. 1968年 デルタ地帯に見られる“冠水”による整備を“水の完全な支配”による整備へ転換し、水理的条件に応じた生産者連合を発足させる。
2. 1971年 バス・ヴァレ地方にも活動を拡げ、新しく広大な周辺部を造成し、農民を定着させ、“水の完全な支配”による整備と、農産物の多様化（改良トマト）を図る。
3. 1974年 活動を中部及びオート・ヴァレ地方にも拡げ、機械化によらない、伝統的会社構造に合わせ、かなりの責任をまかせるプランで、農村周辺部のレベルアップを推進する。

目標システムのこの15年来の変化は、S. A. E. D.社に当初与えられた開発の全体的プランから、それほど離れるものではなかった。この構想は、該当地域でのなすべき開発のあらゆる活動の実施の責任を暗にS. A. E. D.社に委ね、同社の機構をトータルなものとし（調達－生産－加工－商品化）現在、同社がそうであるように、全権を持って全国をカバーするものとする事であった。

現在進行中の修正プランは、開発プロジェクトの全体的再定義を中心に、S. A. E. D.社を真の農村開発地方公社とするものである。

1. 同社は、徐々に多様な介入を受けない立場へ移行するものであるが、ただし、移行の各段階においてその作業が徹底したものであり、ヴァレ地方の住民の利益に合う方向に向うものであるよう、最大限の慎重さをもって行われなければならない。
2. それと並行して、農村開発地方公社の任務である2つの必須の機能を強化しなければならない。
 - a) 土地整備の活動のプランニングと管理
 - b) 社会的職能団体による開発活動の調整と顧問
3. このプランは、全国的レベルでの食料自給と、地方レベルでの住民による開発の活性化という二重の展望に立って実施されなければならない。

2. S. A. E. D.社の法人変更

S. A. E. D.社の法人としての存在は、法律の条文に従って、国有会社に変更されるものとする。この新しい国有会社は、現在のS. A. E. D.社にかかわるものであり、本業務契約から生じる全ての目標、権利、義務は、自動的に新しい国有会社へ譲渡される。

業 務 契 約

首相であるハビブ・ティアム氏に代表されるセネガル政府は、以下“甲”とし、ジェネラル・マネジャーであるデュマール・カシム・デュア氏に代表される、セネガル川のデルタ地帯及びセネガル川とファレメ川の流域の土地開発と整備会社は、以下“乙”とする。

両者は、以下の事項に同意する。

第1条 業務契約の目的

甲と乙の間の相互的關係及び義務は、本業務契約の条項によって、定義され決定される。

本業務契約の目的は、下記の事を定義する事である。

- 農村開発地方公社の任務
- この任務に定められた目標
- 任務を果すために乙によって実施される措置
- 甲によって実施される措置
- 農民との關係
- 開発のプロセスに関わりを持つ第三者との關係

第2条 業務契約の期間

本業務契約によって結びつけられている甲と乙は、合意をもって、1981年7月1日からはじまり、1984年6月30日に終了する3年の期限を決定する。

本業務契約書の発効は、現在10月1日から9月30日までのS. A. E. D.社の予算年度を、7月1日から6月30日までの政府の一般予算年度に重ね合わせる好機である。このため、以下の措置が取られるものとする。

- 現行の予算(1980/81)は、その期日(1981年9月30日)まで続けられる。
- 次の予算(1981/82)は、9ヶ月だけ(1981年10月1日から1982年6月30日)の過渡的予算とする。

第3条-乙の任務

セネガル川の生態系地帯の農村開発地方公社、S. A. E. D.社は甲から、以下の任務を与えられる。

- 乙に委ねられる上記の地帯の、あらゆる地点で行われる農村開発の全ての活動を計画、許可、管理する事。
- 乙の活動地域に位置する、一般的利益のための設備の管理と維持。
- 乙の活動地域に対して行われる、社会職能団体による開発活動を、伝統的農法においても、かんがい農法と同様に調整する事。
- 特に、村落の組織(農民、職人)に対して、開発の進歩を自らのものとする事が可能なように、支援し助言する事。

一生産の一環としての供給及び農産物の販売活動の調整，さらにある種の産物については，上記の2つの活動を直接担当する事。

一籾米の生産高の中から，生産者と社会職能団体とから引き渡される乙の取り分を集め，加工し，商品化する事。

一全般的に，乙の活動地域の社会的・経済的な開発・発展を促し，可能にするあらゆる作業を実行する事。特に，水源の管理，付随的研究の推進と調整，それに農民と乙の社員の職能的な養成があげられる。

第4条 乙の目標

4.1 整備目標

乙の任務に与えられる最初の目標は，一定数の整備を行う事で，これは特にS.A.E.D.社のレベルでの集中管理を要する広大な地域に比べて，農民自身による管理が可能である，小規模なかんがい地を優先する。

これらの整備は，新しい土地に灌漑を施す一方，広大な地域整備によって既に整備されたかんがい地を，小区域毎に改良する事を可能にするものである。

	81/82	82/83	83/84	計
大規模整備による				
拡長(GA)	460	315	150	925
中規模整備による				
拡長(A1)	400	1,130	270	1,800
村落の灌漑地帯の				
拡長(P1V)	840	1,030	960	2,380
拡長の計	1,700	2,475	1,380	5,555
大規模整備地の大規模				
整備による改良			250	250
大規模整備地の中規模				
整備による改良			430	430
村落灌漑地帯の村落灌漑				
地帯としての改良		100	100	200
改良の計	0	100	780	880
開発合計	1,700	2,575	2,160	6,435

この開発計画のうちの75%は，小面積の開発である。

広大な地域を，各々独立したかんがい小区域に転換する計画は，契約による3年間の

最後にしか着手されない(GUEDEの場合)。改良の大規模な計画(BOUDOU, DAGANA, NIANGAの場合)は、実施とフィージビリティの研究段階であり、第2次3年計画(1984/87)の時期にならないと具体化されないであろう。

4.2 希望生産高

乙の任務に定められた主な目標は、農業生産の発展を促進する事である。

下にあげる目標数量は、しかしながら、生産者自身が最終的に審議の上決定可能である事と、乙の再編成の展望に対応する事を考慮に入れたひとつの目安であり、実際の目標は、生産システムの責任者の同意を得るものでなくてはならない。

(単位: ton/ha)				
効 率	81/82	82/83	83/84	
粃 米(冬季耕作)	3.0	3.2	3.5	
粃 米(季節外)	3.9	4.1	4.1	
とうもろこし(季節外)	2.0	2.0	2.0	
トマト(季節外)	20.8	21.0	21.1	

(単位: ton)				
全 生 産 高	81/82	82/83	83/84	計
粃 米	36,975	57,145	67,630	161,750
とうもろこし(季節外)	2,720	3,860	4,340	10,920
ト マ ト (#)	17,170	23,485	24,810	65,465

(単位: ton)				
商品化される生産	81/82	82/83	83/84	計
粃 米	12,895	21,060	25,120	59,075
トマト(季節外)	11,705	18,020	19,260	48,985

第5条 乙の義務

5.1 再 編 成

乙は組織の再編成と健全化のため、以下の努力をしなければならない。

- 厳しい経営システムの採用。このシステムは、統轄責任部によって作成される予算の適用と管理、及び中央から独立した経費・利益部による経理を基本とする経営管理の2つの柱から成るものである。
- 事務系統、経理、財政面での地方分権化、及び地域単位の自治経営を段階的に確立させる事。
- 人事管理の改良と職能的教育プログラムの実施、及び乙に与えられた目標に応じた雇用人員の調整。
- 乙は、生産者が実際に負担するコストと、甲によって定められる(経費)の請求可能率

との差から生じる、生産者の運転資金負担を軽減するための内部的な方針を推進する事。

5.2 生産条件

乙はデルタ地帯での、農地整備の給水の条件である、共同体下部構造を保全する義務を持つ。ポンプ設備、横方向保護の堤防。

乙は全般的に、農民に対して整備された土地、及び以下にあげる開発可能な土地での生産に必要な条件を十分に整える努力をしなければならない。

	81/82	82/83	83/84
大規模開発	9,105	9,420	9,740
中規模開発	495	1,625	2,325
村落地帯	4,140	5,270	6,280
開発可能地の合計	13,740	16,315	18,345

これらの必要条件は、直接乙によって（広域耕耘と水の管理課、農業顧問）整えられてもよいし、第三者の組織によって担当されてもよい（農産計画の提出、場合によっては機械のメンテナンス）。

本業務契約書の正当な延長として作成される全ての契約書にも、本契約の第7条と8条に定めるとおり、乙と農民及び開発の過程で関わりを持つ第三者との間の関係を正確に条文中に記すものとする。

第6条 甲の義務

第5条に定義された政策を実行し、第6条に規定された目標を達成するため、甲は乙に制度上及び財政上の必要な全ての手段を以下に示すとおり与えるものとする。

6.1 乙の法的規定の変更

甲は、国有会社 S. A. E. D. 社を設立するものとする。

- 同社の社会的目的は、第3条に定義する。
- 同社に対し、甲は必要なものを供給する（資本金、不動産）。
- さらに、甲は十分な運転資金を与える。

この国有会社設立の条件のひとつは、現在の S. A. E. D. 社を拘束する権利と義務の全てを、本業務契約書に定められているものも含めて、国有会社が引き受ける事である。

第13条に定められている修正の留保付きで、甲の S. A. E. D. 社に対する全ての義務は、新国有会社に対しても有効である。

6.2 投資

甲は乙に対し、外部からの融資、国庫から又は国家設備予算からの埋め合わせ等によって、下に示す投資額を支出できる資金を与えるものとする。この資金は、該当する3年間に關する第5計画に含まれている。この資金の約50%は、既に調達済みであるが、国家は、残りの半分の5,435百万 C. F. A. フランを調達しなければならない。

投 資 額				
(単位：百万CFAフラン)	81/82	82/83	83/84	計
開 発	1,588	2,192	2,305	6,085
設 備 ・ 機 材	1,877	597	527	3,001
下 部 構 造	46	877	16	939
維 持 ・ 保 全	515	385	145	1,045
計	4,026	4,051	2,993	11,070

外部からの融資は、資金の出資者達との定期的な合意のもとに作成される、財政及び技術的实施計画 (P. E. T. F.) に定められているとおり、動産化されている。甲は、この融資を再譲渡協定により、乙の手に委ね、借入金の返済を引き受ける。S. A. E. D. 社は、この外部融資による資金を、自社資金と同じ条件で直接に管理する。

外部融資に対する国庫からの埋め合わせは、財源別財政及び技術的实施計画の対象となる。

国家設備予算から出資され、埋め合わせの必要の無い投資については、それが国家予算に正式に計上された上で、乙が提出する財政及び技術的实施計画の対象となる。

6.3 業 務

甲は、乙に対し、各四半期のはじめに乙の業務状態に見合った必要な助成金を与える。その目的は以下のとおりである。

- 生産及び業務上の経費の実質的コストと国家の定める（経費）請求可能な率との差から生じる赤字を補うためと、
- 乙がその任務を達成するために負担し、請求は認められていない業務経費を乙自身が負担するためである。

上記の助成金は、以下のように定められる。

助 成 金				
(単位：百万CFAフラン)	81/82	82/83	83/84	計
請求差損の赤字 (耕 耘)	149	219	226	634
請求差損の赤字 (かんがい)	425	517	644	1,586
加工による収入	- 14	- 58	- 87	- 159
請求差損計	560	678	823	2,061
人 件 費	860	881	929	2,656
一 般 経 費	1,293	1,416	1,463	4,173
請求不可の経費計	2,139	2,297	2,392	6,828
計	2,699	2,975	3,215	8,889

コスト及び請求率という現状の中で、3ヶ月の期限毎の助成金の支払いは、運転資金を確保しつつ業務状態をバランスも良く安定したレベルに保つ事を可能にするものである。助成金の支払いの明細を以下に示す。

支 払 い	81/82	82/83	83/84
第 1 回 半 期	755	833	900
第 2 回 半 期	729	803	868
第 3 回 半 期	567	625	675
第 4 回 半 期	648	714	772
計	2,699	2,975	3,215

また、甲は、人員の移動によって生じる乙の財政的負担を引き受ける義務を持つ。
(対外的業務の再組織化に関する人員募集、非公務員化)

6.4 構造上の調整

これまで示された表を見て行くと、S. A. E. D. 社は従来どおりの投資に対する努力に加え、その再編成計画の枠内で組織再調整に特有のさまざまな負担を強いられている事が明らかになった。これらの負担は以下の5項目に分けられる。

現存の下部構造の維持・保全費	1,045百万
請求差損の埋め合わせ	2,061百万
請求不可の経費負担	6,829百万
国有会社S.A.E.D.への資本参加	1,000百万
財政健全化	2,581百万
計	13,516百万

甲は、これらの負担を構造上の調整用貸付金をもってあてる事ができる。この貸付けにはB. I. R. D.の同意を得ており、上記の負担金はその適用の範囲内にある。あるいは甲にとって適当な別の方法を用いる事も可能である。

維持・保全費は既にこの貸付けを受けるという資格で、1980/81年の予算に計上される対象となっている。(約895百万CFAフラン)。

構造上の調整用貸付けから乙の手に委ねられる資金は、その金額が乙の名前で開かれる銀行口座に振り込まれる。

6.5 促進措置

甲は、生産者価格を十分採算のとれるレベルに保ち、生産者の借入金の返済の妨げる

事無く、生産意欲を向上させるものとする。

甲は、農民の借入金に関する決定をくたす前に、乙の開発活動の一貫性を損わないように乙と協議する。

第7条 農民との関係

乙と農民との間の関係の再定義は、1981/84年の間に、技術的及び組織的な選択の再表明の結果、明確なものとなるであろう。

基本となる技術的選択は、上記の関係を決定するものであり、この選択は段階的に再定義されるであろう。

— 小面積の自治灌漑地（現在そのフェジビリティと実施を検討中）が集まって構成される地域の再開発。はじめから小面積の区画から成る地帯として新たに行われる開発。排水設備は、農民の組織団体が直接管理する。

— 湿った土地での作業も可能な、よりシンプルで力の強くない、手入れも簡単な一連の農耕機械の採用。（デルタ地帯では、ディアマダムの作動開始を待つ事）。これらの新しい機械類は農民の組織団体に直接預けられる。

組織的選択も、農民に最も大きな責任をもたせるという意味から、段階的に再定義される。

— 農民との協議における開発の場所と方法の選択や、そのプランの着手に対する農民のイニシアティブ。農民のイニシアティブによる組織づくり。

— 開発工業への農民の参加。農民の責任における格間の管理。

— 耕作計画の自由化（投機・スケジュール・農耕技術）

— 供給及び過剰生産物の商品化の自由。政府によって援助されている産物と手当ての“真の”価格のインフォメーション。（援助される割合と農民自身に帰する割合）

— 農業銀行の全国的な方針の範囲内での財政的援助。

これらの方向づけは、乙と農民の組織団体との間に交わされる諸契約の枠内で行われる。これらの契約は、上に述べた原則にのっとって両者の関係を定義する。上記の原則は具体的なケース毎の制約に対応して適用

これらの契約によって、乙は以下の事を義務づけられる。

— 農民の生産計画に関して援助と助言を行う（農耕技術及び管理上の助言）。

— 供給と商品化の活動の調整をする事によって、特に広域地帯においては、水の管理（必要な時に必要な量を）と耕耘によって、生産に最もふさわしい条件づくりをする事。

— 予定の格間が入るまで、水の下部構造を機能させ、維持する事。

農民の組織団体は、以下の義務を持つ。

— 契約によって定められる開発と管理の条件を遵守する。

— 乙に対する負債の支払いは、現物であれ金銭であれ、必ず行い事。

第8条 第三者との関係

生産の過程の前後に介入してくる組織がいくつかある。

これらの介入は、農村開発政策の一貫性を損う事が無いように、政府の合意の上に交渉される契約に定められる事とする。この契約は、第三者組織と乙との直接的契約（たとえば肥料）、または乙によって調査され、保証された第三者組織と農民の間の契約（例 一定の状況下での機械のメンテナンス）である。

乙は、特に以下の組織団体と契約を交わさなければならない。

- 農村供給国有会社（S. Q. N. A. R.）は“農産計画”の選定委員を提供する。同社は、乙に対して農業のスケジュールによって決められる期限内に、農民組織団体レベルの“農産計画”を作成する義務を負う。この期限を厳守する事が、生産のレベルと質を決定するひとつの要因である。
- 価格安定と調整基金（C. P. S. P.）は、稲作の買いつけと加工に関して、財政面で介入する。C. P. S. P. は、乙に対して脱穀した米と粃米の買いつけに必要な資金を、要求された期限に要求された金額を用意する義務を負う。これは商品化される過剰生産のレベルを決定するひとつの要因であり、都市の穀物不足を解消する上で、河川地域の生産の重要性からも言える事である。C. P. S. P. との契約書には、生産意欲を高める活動と、その管轄内での開発活動が含まれていなければならない。
- 農業銀行は全国的規模で設立された時、農民組織団体による直接の調達や設備投資を促進するために介入するものとする。このシステムは、農民組織の責任体制と自治に不可欠の要素である。S. A. E. D. 社に全権が与えられている地域での同社の介入については、介入の方法が明確に定められるものとする。
- 一定の灌漑地帯では、水の供給において介入する水利部門、SENELEC 及び C. S. S. とも協議する事。また、村落地帯の開発工事については、公共土木事業団と協議の事。

これらの契約が、関係第三者側の理由で交わす事ができない又は遵守されない場合は乙の責任とはされないものとする。

第9条 業務契約の実行とフォロー

9.1 ジェネラル・マネジャーの責任

乙のジェネラル・マネジャーは、その能力の理由で指名されたメンバーから成る取締役会に対し、唯一の責任者とされる。

乙のジェネラル・マネジャーは、業務契約の実施のために与えられる資金の唯一の支払い命令者である。

乙は、投資と負債の部門の情報を自動的かつ速やかに伝えるシステムを配置する事。

9.2 業務契約の実施のフォロー

本業務契約の双方の署名者の義務の実行のフォローは、フォロー委員会によって行わ

れる。この委員会のメンバーは、

- 契約-プロジェクト部会
- 農村開発省
- 乙
- さらに必要とみなされる他の人々

9.3 監督代表団との関係

技術、財政及び情報面での監督代表団との関係は、乙のジェネラル・マネジャーの管轄であり、同人が自分の介入すべき分野については全てこれら代表団の交渉相手となる。

上記の資格を持って、同人は、乙の必要に応じて適当と判断した時に、これらの代表団の訪問を提案し企画する事ができる。

その訪問スケジュールは、フォロー委員会に委ねられるものとする。

9.4 報告書

乙は以下の報告書を作成する。

- 毎年3月31日現在の上半期（7月1日～12月31日）に関する財政的及び物理的な進行状態の報告書

- 毎年9月30日現在の営業年度全期に関する財政的及び物理的実施の年間レポート

これらの報告書は、以下の事項を明らかにするものである事。

- 全般的な条件 : 農民の組織団体と乙の人員の状況、下部構造、開発、設備の状況、気候条件
- 農繁期と産業活動 : 状況、制約の分析、技術的・経済的な結果
- 財政面での実施状況 : 年間の財政状態、予算の実施のレポート（投資、業務、資金）
- 決算-計画 : 目標と実際の結果の差の分析、翌年度の計画

これらの報告書の提出先は、フォロー委員会本業務契約書の署名者である各省、及び資金の出資者達である。

第10条 不可抗力の場合

気候的または水力的危険性は、乙の任務に与えられた目標達成を妨げる不可抗力となる事もある。これらの危険性は、フォロー委員会によって正式に認められるものとする。

10.1 水力的危険性

ヴァレ地方の地域の場合、不当にも“完全な”と言われている水の支配は、実は開発地内部での支配にすぎない。川の自然な流れは開発地の大部分では農繁期を妨げる事は無いものの、この唯一度の農繁期を不確かなものにする恐れは十分ある。ダムの建設によって、特にまずディアマ・ダムによる“外部的”な水の支配だけが、この危険性を取り除くであろう。それまでは同地域は深刻なリスクに脅かされるであろう。特に：

1. 最も下流にあるポンプの地点での増水が、8月1日以後に生じた場合（耕作面積の減少と生産性の低下の危険）
2. 最も下流にあるポンプの地点での増水の水位の高さが持続し、100日間ポンプを使う事が不可納な場合（生産性低下の危険）
3. 増水が、10年毎に来る高い水位を越える場合（村落地帯の浸水の危険）

1 0. 2 降水量の危険性

降水量の状況も、重大な結果を引きおこす可能性を持つものである。特に：

1. ダムの貯水がなされる前に、多量の雨が続いた場合（耕作地の放棄と、草が繁るために生産性が低下する危険）
2. 多量の雨が、収穫の時期に続いた場合（生産物の損傷と質の低下の危険）

1 0. 3 植物衛生上の危険性

予測不可能な植物衛生上の危険についても同様に留保を明確にしておくべきである（菌類やバッタの侵入、その他の伝染病の危険）

第 1 1 条 係争と調停

もし、本業務契約の実施において、乙のジェネラル・マネジャーと本契約書の署名者である各大臣の一人、又は同署名者の監督のもとにある組織との間に係争が生じた場合は、首相がその調停にあたるものとする。

第 1 2 条 発 効

本業務契約書の全ての条項は、管轄官庁全ての署名をもって、効力を持つものとする。

もし、上記の署名が1981年7月1日以降になされた場合は、この日付けにさかのぼって効力を持つものとする。

第 1 3 条 適用、修正、更新

新しい国有会社を設立する法律のもとに要求されるであろう修正の留保付きで、本業務契約書中に定義されている全ての目標、権利及び義務は、新会社に適用され得るものである。

政府もしくはS. A. E. D. 社によって求められる。目標及び義務に対する全ての修正案は当事者間の合意によって決定される修正の対象となるものとする。

1981/1984年の3年の期限の終了時に、業務契約書は、定義すべき手続きに従って更新されるものとする。

第 1 4 条 署 名

“本業務契約書は、当事者双方と、S. A. E. D. 社の法的な後継者であり得る全ての組織を結びつけるものである。”

ダカール 年 月 日

甲 :

首相

ハビブ・ティアム

農村開発大臣

セリニユ・ラミヌ・ディオフ

経済・大蔵大臣

ウスマン・セック

乙 :

取締役社長

エル・ハジイ・マリク・バ

S. A. E. D. 社ジェネラル・マネージャー

ウマル・カシム・ディア

(付属資料 - 17)

セネガル共和国 — 農村開発省, サン・ルイ S A E D (セネガル河デルタ地帯およびセネガル河, ファレメ河峡谷の開発・整地公社)

(1984年/85年—1985年/1986年—1986年/1987年)

《セネガル政府とSAED社間の第2委任状》 1984年12月17日付

SAEDの第2委任状を作成するのは、共和国大統領によって決定された新農業政策(NPA)の遂行と、第1委任状の内容を執行の際に創設した公社の発展というふたつの目的のためである。

1983年8月大統領よりの敕命をうけて政府は1984年4月、NPAの指導方針を決定した。その目的は、農業部門の国家構造および半官半民の機構の簡素化をはかり、かつ農民と私企業の主導権をより自由に発揮させることを通じて国家財政の負担の軽減および生産・生産性の向上をはかることにある。そして関連諸公社への補助金を漸次減らしてゆくこと、5ヶ年でいくつかの公社の“発展的解消”を行うことがNPAの方針である。

1984年11月8日の各省間会議では、SAEDが“ダム建設後”のための峡谷農業開発地方公社の事業を行うことが確認されている。

すでにS.A.E.D.は、農民に対する責任及びその組織運営費削減を考慮して、第1委任状の内容を実施するに当って、いくつかの手段を講じた。

しかし第2委任状の内容が執行される時期の特徴は何かを考えると、この第2委任状はセネガル峡谷農業開発にとってさらに重要なものとなるであろう。

1. 一委任状はDIAMAダムが操業に入り、デルタでの二毛作が可能となり、その効果によって既成の経済社会的条件が一変する期間に執行されるであろう。その結果、ここに提示する作業は柔軟性をもつこととなる。即ち、諸目標と諸手段の調整は、2年目にダム建設後に関する研究成果と合せて行うことが予想される。

2. 一委任状の期間は、1984年4月16日ならびに1984年11月8日の各省間会議の諸決定から生じた諸戦略・諸計画の実施準備のためのS.A.E.D.の長期的発展の一段階と見なすべきである。特に決議されたのは次の諸点である。

- ・ 非公共部門によって行われた方が経済的かもしれない。また、その方が農民に損害のかわらないある種の活動を除々に取りやめていく。
- ・ 地方農業計画に対するその介入を強め、その計画の順調な展開、国家投資の実現、研究—開発、農業会議の創立、諸経費の分析等の諸事業の実施を企てる。
- ・ 農民による経営に役立つ技術的方向を研究し、それを採用する。

ここで一言しておかねばならないのは、委任状がセネガルの主要出資者の代表者の協力を

得て作成されること、委任状は公社の健全財政を緊急かつ完全に建て直すことを目指して創案されたことである。

本書類は次の4つの部分から成る。

- 一 第一部は第1委任状の結果(1981~84年)の収支決算および1984年6月30日までの財政状況の収支計算である。
- 一 第二部は全体像を取扱っている。
- 一 第三部は、一方では、この会社の目標と業務、他方では政府の行うべき業務についての規定を行っている。
- 一 第四部はこの委任状の適用条件を提示している。

《第1委任状の収支決算書》

1. 物理的・経済的成果

1.1 整地

ゾンドウム(地名)に完全に整地しなければならない土地が1,190haあり、荒れた状態に放置されていたが、整理の目標は達成された。

デルタと峡谷の間の設備を再整備する政策をすすめたところ、村落区画および中規模区画でかんがいの行われている土地がはつきりと広がっていることが判明したが、その面積は、1980年7月1日から1983年7月1日までの間に5,400ha増えている(第1表を参照のこと)。

1.2 利用と生産

農作年1年を通じて耕作地の80パーセントを占める米作は、この時期技術的にはつきりと進歩した。

1983~84年の収穫年の籾米の生産量は、面積が50パーセントしか増えなかった1981~82年の時の生産量を95%も上まわっている。1ヘクタール当りの平均生産性も1981年から1984年で3.6トンから4.7トンになり、この期間に荒れたままの面積(災害によって)は18%から5%に減った。

全体的には、籾米の生産は3ケ年を通じて目標の104%になっている。

工業用トマトの生産が目標をやや下まわったが、それはNIANGAの開発関係者がトマト栽培をやめたのと、生産性が停滞したためである。

反対にトウモロコシとサトウモロコシ(ソルゴ)については、第1委任状によって割当られた目標を100%達成した。

1.3 経済的諸局面

生産物による負債返済パーセンテージは、1980~81年は67%に達しなかったにもかかわらず、この数年は下記のような数字となっている。

1981~82年	76%
1982~83年	83%
1983~84年	96%

そしてこの事は農民の活動資金面が良くなったこと、S.A.E.D.の援助により、S.A.E.D.に対する信頼が生まれたことを意味している。

同時に籾米の商品化の率も次のようになった：

1981~82年	12,080トン
1982~83年	20,116トン
1983~84年	22,522トン

つまりこの数字は第1委任状の総予想数値の92.6%である。3ケ年を通じての商品化

率は生産量の3分の1(32.52%)の割合になっているが、これには1983~84年に籾米を購入する資金の調達が遅れたため、12月・1月末、農民が自分たちの収穫分の一部をparallelle 平行市場に(しかも安い価格で)売却せざるをえなかったことを考慮に入れなければならない。この量は4,000トンと見積られている。

[第1表] ヘクタールで表示した整地済み面積の状況

①農業収穫年度；②(第1)委任状の目標；③大規模区画；④村落かんがい区画(PIV)ならびに中規模区画(P I)；⑤実施結果；⑥%で表わした執行率

PIV= 村落内のかんがいされた区画；

P I= 中規模の区画(大規模整地区画と村落内かんがい済区画との中間の区画)

(*) ブンドゥムの周辺地の再利用されていない1,200ヘクタールは考慮に入れられていない。

注意事項

(a) 1980年7月1日の開始時の状況は下記のとおりであった。

— 大規模整地区画	………	11,825 ha
— PIVとP I		3,545 ha
合計		15,370 ha

(b) 1984年7月1日の時点で整地の終了した(ただし、まだ利用されていない)面積を加えると、総面積は21,770haに達する。

[第2表] ヘクタールで表示した整地済み面積の利用状況

①農業収穫年度；②米；③(第1次)委任状の目標；④実施実績；⑤執行率；

⑥工業用トマト；⑦トウモロコシ—サトウモロコシ—野菜；⑧総栽培面積；⑨栽培密度

[第3表]—トンで表示した農産物の生産状況

①農業収穫年度；②籾米；③(第1次)委任状の目標；④実績生産高；⑤執行率；

⑥工業用トマト；⑦トウモロコシおよびサトウモロコシ

2. 分散化に関するまとめ

1980年10月、機構の根本的再編成を行い、総事務局のもとに(この時点まで存続していた12の中央事務所を廃止して)計画、技術指導、経営、財務・執行管理を担当する5つの機能組織を設けた。

地方代表部を4つ設け、自主的な管理経営ができるように各区画にも具体的手段ならびに機関を組織した。

第1委任状の中で示された責任事項に従って、また政府の決定した農業政策を実施することによって、S.A.E.D. 公社の集中化した経営内容を漸次分散し、農民のために公社を縮小していくための一連の措置をとった。それは次のとおりである。

- 1980～81年に、S.A.E.D. 一農民との関係にかかわる新耕作契約を結んだ。この契約で根本的に重要なのは、整地した土地を、旧米のようにその一部分を年間貸与するのではなく、時間の制限なく、農民グループに下付することである。
- 従米の組織上の枠組を、農業会議議員による組織（50名の議員から成り、任期2ケ年とする）に改組すること。
- 農民によって自由に構成される、新しい生産者グループを創設して、専門職業の再編成をはかる。
- 最も進んだ区画に対して、農民の識字化をはかり、管理経営団体の育成をはかるため努力を行う。（P8は表で、後に ）
- 区画の経営 一 拡散化をはかり（1983年には3団体、1984年には12団体に分散させる）。ふたつの中央自主区（精米所と事業団）を創設する。

区画および自治区の経営に関してさらに自主化を進めたいが、現実には予算上の財務的裏付けが不安なため、抑制せざるをえない。

- 区画の経営のためにSAEDと農民側から同数のメンバーから成る経営委員会を設ける。
- 農業機械とポンプ基地（ステーション）をデルタのNDOMBO THIAGO の区画の生産者グループへと移行し、Morphil島のPIVにふたつの村落CUMAを設営する。そしてNI-ANGAの区画に11のCUMAを設営中であり、“峡谷中流地帯”のこの大規模区画に対してはS.A.E.D. の補助金“耕作料”を廃止する。
- 下記の表にあるように、職員の重点を中央から諸区画および自治区へと移す。

	中央指導部の職員数	区画自主区の職員数	総人数
1980年	511	530	1,041
1984年	319	717	1,036

- 商業活動を生産者グループへ漸次移行させる。例えば 1983-84年の年次においては村落部門は粳米の収穫と secco の経営とを生産者グループにまかせた。

これら分散化行動は急がねばならないのは明らかだが、第1委任状の3ケ年は、農民にとってもSAEDにとっても、この新しい政策を準備し、それを策定する期間であったことを忘れることはできない。

現実にはSAEDの職員全体の中にも、農民の諸機関の責任者たちの中にも、外部的な拘束（農業資金の借入金、諸価格の関係など）が取りのぞかれるのに応じて、上記の目標を達

成するためにより決定的かつより緊急な新しい行動をすべて受け入れ、それらと実行しようとの積極的な大きな変化が、かれらの考え方に起きているのがわかる。

3. 管理経営

経営の領域では著しい進歩があった。

- 1982~83年度に、会社の営業全体および周期的活動に関する手続きが整備された。
- 予算作成と予算管理の分散化。予算案は各経営中心事務所の責任者（諸事務当事課（部）の長、地域の責任者、自主区の長）によって作成され、この時予算決算の喰い違いの分析が行われ、総事務局との合意の上、必要な改訂に関して適切な処置がとられる。
- 予算は毎月調べられ、予算執行報告書は3ヶ月ごとに作成する。
- 財政状態は2年後に提出されたが、きわめて分析的であり、かつどの項目を明解である。あらゆる会計についての詳細は附録として提出されており、とくに農民のグループ化に関する項目の分析に力点がおかれた。
- 通常、総会計の一部となっている分析会計も実行されることになっている。年度末に結果がでるが、それを参照すると、経費支出の実態がより明確に把握できるであろう。
- 不動産の財産目録作成は1982年12月より行った。この財産目録作成の結果、その価格と関連価値を取支決算書に表示することができた。
- 不動産に関する新しい財産目録は1983~84年度末までに終わるであろう。
- 在庫の棚下しは、規則どおり年末に行われる。
- 在庫品管理は、1984年7月1日からの恒久財産目録制度によって、より強化されるであろう。

現実一般会計と給与（公共機関センター）に関係している情報処理は、1983~84年のあいだは下記の項目に対して適用されるはずである。

- 分析会計
- 予算会計
- 不動産

給与に関しては、公共機関センターより当社の労賃に移されるはずなので、これらのデータは会計に自動的に移行できる。

管理者養成計画と平行して、経営管理に対して特に重点がおかれている。

会計監査役は1983年以来、その職務を果している。

4. 財務執行

（第1）委任状の財務執行の内容は次のとおりである。

- ①単位1,000,000フラン；②外部からの融資による補助金（技術援助+消費財・サービスの提供）；③設備援助（出資者によって融資された投資）；④自己基金および国家の純粋

繰越金（国家設備予算）（SAEDの返済額引く国家出資額）；⑧埋め合せ用補助金（開発収支を埋め合わせるための国家協力金）

SAEDの投資に対する国家協力金は、（第1）委任状に記載された56億3,500万に対して、32億2,000万であった。ここで注意しておかねばならないのは、国家協力金は問題の時期にSAEDの再調整後の欠損額となっていることである。反対にSAEDの運営会計に対する国家の埋め合せ金は、予想の額に比べるとまったく大したものではなかった。それはこの金額は3ケ年の営業年度において19億4,400万にしかならなかったからである。

より効果的な組織をつくり、厳格できびしい企業的経営に徹したおかげで（第1）委任状の予想に比べて著しい節約が行われた（下表参照のこと）。

埋め合せ用補助金

委任状予算と必要経費額との比較表（出資状態）

①委任状の予算： ②出資状態： ③執行委員に対する節約

☆ 最近2ケ年の埋め合せ補助金は14億6,700フランにもどっている。

1984年10月31日現在の運用資金

SAEDが政府に対して負う純負債額は10億フラン以上になるが、その財政状況も、1984年10月31日現在では、下記の操作によって均衡がとれた。

— セネガル国立開発銀行への農業信用基金の返済……………	△6億6,000万フラン
— 4ヶ月間で75%に達する納入業の返還金……………	△8億フラン
— 資材点検による在庫品の再生利用（4ヶ月間にわたった）…	△3億8,000万フラン
— 4ヶ月間にCPSPが受取る基金……………	8億フラン
— 世界銀行受取りの基金……………	2億9,000万フラン
— 中央金庫受取りの基金……………	2億8,000万フラン
— U. S. A. I. D.受取りの基金……………	9,800万フラン
合 計	3億7,200万フラン
— 1984～85年 第1四半期についての埋め合せ補助金……………	△3億5,000万フラン
— 1984年10月31日現在の短期決算……………	△ 2,200万フラン

もし政府が1984～85年度の3ヶ月ごとの埋め合せ補助金の分担金を払いこむと、財政の赤字は2,200万フランになるであろう。

《第2委任状》

甲として共和国大統領により代表され、文中“政府”と称されるセネガル国家ならびに、乙として、社長Ouman Kassimon DIAによって代表され、文中“公社”と称されるセネガル河デルタ地帯・セネガル河峡谷ならびにファレメ沿岸伐採・開発国営公社は、以下の内容について合意に達した。

第1章 総論

第1条 委任状の目的

- 1.1 本委任状は、1981年9月29日付法令第81981によって承認された定款の第2条に規定されたように、S.A.E.D.に対して、その役割範囲内として割当てられた諸目的を記述するものである。
- 1.2 その他、本委任状はこれらの目的が達成される条件、行使する手段、さらに政府ならびにS.A.E.D.の相互義務を規定する。

第2条 本委任状の有効期限

- 2.1 本委任状は、1981年7月1日から1984年6月30日までを有効期間とした第1委任状につづくものである。
- 2.2 政府およびS.A.E.D.の共通の合意に基づき、双方がこの第2委任状をもってして、1984～85年、1985～86年、1986～87年を営業年度とする3ヶ年という新たな期間にわたって関係を結ぶことを決定するものである。

第3条 委任状の執行

3.1 社長の責任

社長は役員会に対してのみ責任を負うものとし、役員会のメンバーは各自に認められた範囲の権限を有する。

社長は、委任状の内容を執行するために自由裁量の許された基金についての唯一の支払い命令者である。

負債および投資に関する自動的・直接的手続きは会社によって行われるものとする。

3.2 委任状執行のSui ri

本委任状に署名した双方の義務事項に対する執行監督は監督委員会によって行われる。そしてこの委員会のメンバーは次のとおりとする。

- GES Pの契約計画室
- 農村開発省
- 大蔵省

- 一 計画・協力省
- 一 “会社”
- 一 その出席が必要と判断される他のすべての人物

3.3 監督者グループ

技術・財務・調査（情報）の領域での監督グループとの連絡は社長の管轄に属する。そして社長を監督者グループの関係する問題すべてについて唯一の特権的諮問者とする。この点に関して社長は、全社の必要と関連において適切と判断する時に、このグループの招集を提出するものとする。

ただし、その計画は Suivi 委員会に提出するものとする。

3.4 報告

“会社”は次の報告書を作成する。

- 一 各四半期の終りに、営業内容と財政に関する報告書
- 一 毎月9月30日に、会社の営業年度に関する営業内容と財政内容について、年次報告書を作成する。

これらの報告書のあて先は、Suivi委員会、本委任状に署名した省、基金出資者、そして定期的にこの種の文書を送りつけている他のすべての機関とする。

第2章 開発の目的

第4条 一般的な目的

これについては「ダム建設後の開発戦略に対する見通しに関する各省間会議」（1984年11月8日に開催された）のこと、そして特に決定事項、第4～8のことにさかのぼらなければならない。引用すると下記のとおりになる。「一当会議はSAEDが峡谷の農業開発地方公社としての使命を果すことを確認するとともに、当会議によって議決された決定事項全体と合致すべき委任状（の内容）を執行することによって具体化されることになる。1983年作成の公社の行動計画から派生する、当会社の対策、戦略そして計画を承認するものである。

MEF（大蔵省）はMPC（計画・協力省）とMDR（農村開発省）と協力して、SAEDにより保障される公共事業サービスへの報酬に必要な最少限度額の補助金を、財務法の範囲内において、毎年支出するよう配慮し、かつ委任状で規定されたとおりの構造上の調整改革のために融資を行うよう配慮しなければならない。また関係当事者たちはCPSP/SAED契約と同時に（第1）委任状の内容をできるかぎり早い時期に（いずれにせよ1984年の年末以前に）完遂しなければならない。

- 一 SAEDがその使命を果たせるように、下記的手段が決定された。

MDRはSAEDが次の事業を遂行できるよう配慮しなければならない。

☆ SAEDが同数メンバーの参加する経営委員会の枠内において、諸区画に自治経験を横ませ

ることを目的とした調査研究が行えるように；

☆ SAEDが今日まで農業生産に関して行使していたあらゆる機能を，漸次分散化しうるように；

☆ SAEDがその協力の重点を地方農業計画，その実行，国家投資業務，研究—開発，農事相談，コスト調査とその分析に集中することができるように；

☆ SAEDが農民による，次第に範囲の拡大を目指した経営，整地利用に関する組合せ（モジュラー式）で変更可能の考え方，簡単な機械と牛馬使用による耕作法の振興，耕作計画に対する自由放任方向，以上の事柄の実現のための技術的方向を促進できるように。

一 MDR は峡谷の農業開発に対して全面的協力を保証し，この開発事業に参加する諸々の協力者がよりよく調和して行動できるよう配慮しなければならない。

年間3,500から4,000ヘクタールという予定のリズムにしたがって投資計画を実施できるように，下記の手段の決定が出た。

一 MPCは全体の整地発展計画と峡谷の上・中流のための投資再調整の枠組みの中において，新しくいくつかの区画を創りだすのに必要な基金を調達しなければならない。

全体として，分散化の過程は次のようなものでなければならない。

(a) 負担をNPAの諸目的に合わせて国家と農民の間に再配分するという方針にもとづき，公社の財政的均衡を早急に実現する。

(b) 農民に対してサーヴィスを実量で提供する。このことは生産者にとって値上りをするが，同時に開発される面積の増大をも意味する。

(c) 信用の貸与，生産，商品化そして加工の分野において，ある程度の数の機能を私企業部門に移行する。

(d) 人員の削減，教育，配置転換計画を実施する。

(e) 投資コストと開発コストを下げた役に立つ技術をとくに選択して，峡谷に水利農業を行いうる整地方法を追求し，早急に生産と開発事業を農民自身の力で行いうる状況が実現できるように，各区画の組織方法を研究する。

以上の5点が，できるだけ早急に実施しなければならない，5ケ年計画の分散計画に関する主要点である。なおSAEDの第2委任状は，この計画をより具体的ないくつかの小計画の形で，ここ数ヶ月のうちに提示するはずになっている。

他方，DIAMAの実施は1986年6月に予定されているので，この18ヶ月は準備期間となり，この間に必要な補足的要素を統合し，当初の望ましい手段を講じることが可能なのである。

◁ SAED の技術上の主要機能 ▷

① 職能； ② 工事； ③ 一般的実施方法； ④ 備考； ⑤ 峡谷の利用計画；

⑥ 一般的研究。指導方針案

整地

生産の手順

環境と社会・経済

総合研究と開発

Suivi 見積り

諸開発プロジェクトの調整

⑦ 公社自体の手段 + 研究所

⑧ 総事務局に小規模な単位のグループを設ける。

① 整地研究、整地実施それに Suivi

② 作業管理；（計画の段取、融資調査、外部からの作業の一般的 Suivi）

作業管理 Suivi の研究；（実現性、APS、APD…）工事の監督、指導、点検

新しい工事の実施 Suivi

維持・保全の実施 Suivi

諸地域の水力利用の Suivi

③ 自己手段

仕様書作成のための、そして BE および請負工事の管理のための自己手段

請負工事

請負工事 + SAED の管理事業。緊急の外部からの工事のために SAED の管理が手薄

になる場合。

自己手段

④ 投資会計額に対して（～naira/c）の支払いを予定している。（2～3%）

⑤ 技術援助と調査（情報）— 農民による gpt の Suivi

⑥ 多方面（農業、灌漑、経営、農業機械）の知識を備えた農業相談員の養成。

農民への相談・助言

農民グループの経営の Suivi

⑦ 機械技術者養成のため CNAPTI を拡張。

自己手段

自己手段

⑧ 500 ヘクタール当り相談員1名の密度を越えない………時間内に減る。

⑨ 研究 - 同

⑩ 調整と ISRA 議定書の内房の実施

② 自己手段

SAEDが現実に確保している信用機能

- (a) SAEDは農民のために肥料、除草剤、農薬、それに種子を5月から6月にかけて購入するが、農民がSAEDに支払うのは1月から5月にすぎない。したがってSAEDは約8ヶ月のあいだ、平均して5億フラン(1983~84年会計年度の数字)の商品を負担することになる。
- (b) 農民はSAEDの発行した耕作料を遅れて決済するが、この遅れは、商業の習慣での遅れよりも3ヶ月以上ずれることになる。そこでこの期間、SAEDは5億フラン(1983~84年会計年度)程度の補足借入をすることになる。
- (c) SAEDは12月から5月に農民からもみ米を現金で買取り、もみ米は精米所で精米したあとCPSPに転売される。SAEDの処理(精米)能力の関係で、SAEDは数ヶ月間もみ米を保管せねばならない。他方CPSPは米の買付けの精算を遅らせてよい。したがって全体を通じてもみ米の在庫期間は7ヶ月程度となる。SAEDは1983~84年度にBNDS(セネガル国立開発銀行)から6億フランの農業借入金を借り受け、1984~85年度には7億5,000万フランの申請を行った。しかし一方では、借入金ではもみ米の収穫のごく一部分しかまかなえない。もみ米は、1983~85年は14億フランであったし、1984~85年には18億5,000万フラン、1985~86年には26億2,500万フランになるはずである。その上、利息はSAED負担となっている。
- (d) SAEDは、BNDSからの借入れ経路を除くと、銀行としての活動は全面的に国庫に、つまり国からの埋め合せ補助金の支払いにたよっているという意味において、預金者のいない銀行である。
- (e) SAEDは、その行員が銀行家としての職業意識をもたない、そして負債の処理に対処する教育を受けておらず、遭遇するリスクに対処できる保証もないという点において、非職業的銀行である。
- (f) SAEDによる融資額が増えたのは、この会社が農民に肥料・農薬それに種子などを販売するに際して、彼等からsavais(運送費、保管料)を免除しており、したがって公社の受けとる料金が通常の払出し額にもなっていないという事実からきている。
- (g) SAEDの銀行としての負担を大きくしている理由はふたつある。その経営する精米所の能力が小さいこととCPSPがその負債を決済する日が遅いことである。精米所の手直し問題、河のある地方に脱穀(もみから落し)工場を施設する問題、商品化の手続きの見直し、以上の問題の検討こそ早急にはじめなければならない研究課題である。
- (h) SAEDの銀行業経営のコストはこれまで計算したことがなく、それはこの公社の活動は分析会計学の中において認められていないからである。この報告書で報告されているブ

レミアムを計算するのは簡単なことであろうが、このプレミアムは公社の銀行活動コストのごく一部分にすぎず、他のコストは帳簿をつける仕事をもった行員コストであって、これと別に分離することはできない。

第5条 機能分離の目的

SAEDが現在行っている活動のいくつかは、私的機関あるいは／そして農民グループに移行して差しつかえない。第1委任状を執行するときに始められた動きは完了、貫徹すべきである。ただしこの移行措置に際しては、私的な機関でも有効に、そして確実にこの引きつぎができるだけの社会的・経済的環境が整備されているということが前提となる。

機能分離の目的は農民グループやその他の私的機関に、公的サービスの性格をおびていない、そして分散化の可能な活動を移行することであって、公的サービスの性格をもつ活動はいままでどおりSAEDの管轄内におくべきである。

5.1 SAEDの信用機能

SAEDのもつこの機能はすでに述べたとおりであるが、この機能はセネガル川地域全体に活動を広げる資格のある機関に移行すべきである。ただし、これはきわめて難しい問題をふくんでいる。それは次のことが必要だからである。

- 一 十分なスペースをもつ専門機関を見つけること；
- 一 SAEDの引きつぎができ、場合によっては 部品や資材の取引のような他の職種にも信用貸できる権利を拡大できるし、十分なだけの金融パイプをこの機関に付与すること。

峡谷地帯に農業信用を実施するための条件はなにか、徐々にこれを実施する場合次の移行期の方策はどうすべきか、についてCNCASで研究が行われることになろう。農業信用の責任担当機関はCNCACに指定され、その中に事務所もおかれるであろう。

5.2 物資の供給—分配

SAEDから移行すべき、第2の活動は農業物資（肥料・農薬など）の分配である。

このサービスの受け取り手に対し、この移行措置を確実に行うには、肥料ならびに農薬・除草剤。（納入・分配）業者が、SAEDの活動する地域に在庫用設備をととのえる必要がでてくる。この設備の仕様ならびに入札案内を作成する際に、SAEDとしては適切な手段を講じることになろう。

しかし種子の問題は異なる。拡大生産に必要不可欠な基礎である種子は、必要な純度のものを供給しなければならぬので、種子の生産には公的機関の介入が必要である。

5.3 農民へのサービス

5.3.1 耕作料

耕作料の払込みを下部組織のいろいろな代理機関に移行するには次のことが必要である。

- 一 これまでの技術にかわる技術を見つけ、そのコストを見積ること；
- 一 DIAMAの操業が開始されるまで、まだ必要な耕作料の（支払い）を実施するために、モーター付資材置き場をただちに修理し（1年目）、農民が次第に替りの施設を手に入れるのを待つために、SAEDは“残存している”現在の機械置き場を維持しておくこと。農業機械の最初の改革年は3年目の予定であって、SAEDに属する機械置き場のすべてがなくなるのは、5年目に入る前のことでしかない。
- 一 2年目からは様々な技術的解決策を策定し、これらを自由に選択させるよう農民グループに提案する（GIE、村落部農民グループなど）。なお、モデルを予めきめておかないのは、それぞれのグループの異った状況に合わせるためである。
- 一 融資をうけるための援助をしつつ、それと平行して最初は個人助成金・埋め合せ補助金をだすというようなものを採用する。
- 一 採用部門を転換して経営上の助言部門を設けることに力を注ぐこと。技術分野でさらに充実を図るのは農村における新機械化技術に関する分野にとどめ、これは2ヶ年、さらに後もつづける。

5.3.2 水の供給

各生産者グループは次のことを行う義務を負うものとする。

- 1°) 技術開発およびかんがい設備の保全・維持を確実に行うこと。
- 2°) 自己負担で、水のコストをふくめてのかんがい費（直接コスト、償却費、ポンプ施設、維持費）ならびに（セネガル）川の共同工事を行うに当たっての農業分担金を支払うこと；

なお過渡期においては、SAEDが技術援助を提供するその原則は守る必要がある。この場合SAEDの役割は、各グループの生産者のために、共通の内部基礎構造の管理・経営を行うことである。この援助にたずさわる人員（ポンプ係・給水係）は、3ヶ年の内に農民の組織の中に移動できること。

5.3.3 整地工事の維持

この項に関係するのは整地の大規模な維持工事と修復工事（盛土と土木工事）、それにポンプ施設の機械のみである。なおこのふたつの種類の工事は、はっきりと区別された2職種の操業面の管轄に分かれる。

(a) 区画の大規模な維持工事

現実にはSAEDの管理事務所とTPの私企業によって施行されており、事実上、この維持工事は緊急工事を行っているにすぎない。それは組織的で大規模な維持システムがないためである。

そこで、ここに原則を提示するが、これは次のことから成る。

- 一 組織的かつ予防的性格をもつ維持工事計画をSAEDが組むこと。

一 関連企業についての参考書類を作成し、契約入札の準備すること；当初これらの工事はSAEDの監督責任のもとにおくが、以降の各区画の経営に責任をもつ生産者グループが引きうけることにする。

なお、ある種別の新しい仕事について実施されているとおり、既存の企業に対抗するものとして、この維持工事市場に競争企業として参画できる専門小企業の育成にも努める必要があるであろう。そしてこれらの私企業が確立するとの前提のもと、このSAEDの事務所は2年目から廃止され、5年目にはごくごく緊急を要する工事に必要な維持班のみが、保全のために残される予定になっている。

区画（とくにデルタの大規模区画とデルタ・峡谷下流域の中規模整地区画）が正常に運営されてゆくためにこれらの工事は必要欠くべからざるものであり、乙の工事費を農民から回収できるのは、DIAMAに貯水が行われ、2毛作が各地域に充分普及したあとのことになるであろう。

この状態になるまでは、これらの支出は国家予算と国際援助金によりカバーしなければならない。またSAED縮小の目標を達成し、専門小企業の育成を目指して、共同出資による基金も設立しなければならない。

(b) ポンプ施設用機械

これに含まれるのは汲上げ用電気装置、発電機で給電されるポンプそれに小規模区画のための発動機ポンプ装置一式である。

今まではSAEDがこれらの電気ポンプ装置の保全、修理に当たっていた。

発動機式ポンプ装置の方は、SAEDの協力のもと、小規模区画の農民が維持作業を行っている。

したがってSAEDの縮小が行われる場合も、この方針を続け、私企業の機械工および部品の納入業者が育つように便宜をはかるだけで充分である。

SAED縮小の行われた場合、生産者グループに対して援助を行うというこの役割は農民組織が確実に引きつがなければならない。

5.3.4 農耕機械の維持・保全

農村部に機械装置を移行するということは機械、運転法、維持・保全という全体作業の移行であると考えなければならない。

したがってこの分野においても、別の技術的方法を考えるにしても、多様な解決法を考え、私企業の振興も考慮すべきであり、したがって組織的な研究を行わなければならない。特別許可を得た者に場所を提供するとか、区画内に私企業の経営する工場を設けるとか、区画に機械工を住わせる。契約で農民のためにこの作業を行わせるなど、いろいろな方式を考えることができる。

実際には、これらの案の推進は、新しい形の機械化の推進と歩調を合せて行うべきであろう。

5.4 精米所

SAED縮小の条件はセネガル川沿いに私企業の精米所を設置できるかどうかにかかっている。DIAMAダムが操業に入った後商品化できる米が増産されること、最適な設置場所はどこか新設する工場の精米能力はどれほどであるべきか、国内市場そして国外市場の状態はどうかなどを考慮しつつ、精米するトン数を正確に割り出すための研究が目下つづけられている。

これと平行して峡谷地帯にも、農民の自己消費の必要に対応しうる、小規模な個人経営の工場が設置される。

SAEDもはや精米所は建設しない。SAEDはSAEDが設置した精米所を私企業に移行するため条件を研究し、その交渉に当ることになる。

第6条 物理的目標

3年来、状況の建直しははかられてきたが、下記の3つの方向でこの方針を続行し、その速度を早める。

- 一 整地ずみの面積を拡げて、地方の農業の安定をはかり、できる限り多くの家族にかんがい利用できるようにする；
- 一 整地を充分に利用することによって、耕作密度を高める政策を続行する；
- 一 生産条件を安定させることによって、農産物を増産し、国内市場に商品化できる全制農産物をも増産する。

6.1 整地

SAEDが整地政策として目指すべき目標は下のように要約することができる。

- 一 2毛作を一般化することによって、そして必要なら現存する諸区画を再整備することによって、DIAMAダム流域の区画の利用化を促進すること。そして商品化の可能な余剰産物を多量に増産できるようにする。
- 一 主として、現在のところ設備の悪い峡谷の上流、中流地域に新しい区画をつくる。
- 一 投資コストと開発コストがさらに安くなる整地方法を研究する。

これらの計画の実施を妨げる条件は、主に農民の組織の仕方と利用法にかかわる問題である。それは生産コストとサービス費が現在の金額レベルで受益者の直接負担となるからである。これらの状況については、この委任状の調印後、遅くとも6ヶ月後には作成されることになっている方針書に明確に記すことになっている。

その他、農民地域に私企業を通じて灌漑設備を設けることを目標にした事業も奨励されるべきである。この場合SAEDは、このような動きが同峡谷地帯・開発政策・開発戦

略に合致するように監督しなければならない。そしてこの方向で、農民による開発事業を支援し、後援する必要があるであろう。

「ダム建設後の開発見通しとその戦略」に関する各省間会議で作成された文書中「水力農地整備のリズムを早める必要性」の項目では、1984～87年間の整地リズムは次のように設定されている。

☆ デルタ内の大規模整地について、そのうち6,000ヘクタールを再整備する。

☆ 11,500ヘクタールの拡張。

1984年11月8日の各省間会議で決定したこの方針にもとづいて物理的目標が計画化されたが、その数字は第4表に記載されている。

この総会計画表から分かる大きな傾向は次のとおりである。

一 整地面積を3ケ年で21,800haから33,000haへと拡大しなければならない。ただしこの数字には、かんがい能力が倍になるはずのPODORとMATAMのふたつの県の状況が再整備されることをもふくんでいる。

一 拡張リズムは第1年目から3,000ha、それ以後2ケ年のそれは、それぞれ3,900ha、4,300haと予定されている。

一 この新規拡張される整地に加えて、土地の再整地により年間の耕作量を第1年目は3,400ha、2年目は5,000ha、3年目は7,000haに増やす。

この整地計画実施リズムは下記の障害を実際に考慮した上でのものでなければならない。その障害とは；

一 SAEDおよび計画実施の受けもつ専門諸機関の策定したプロジェクトの実施能力と、とくに管理能力によって左右される制度上の障害；

一 投資およびプロジェクト実施にかかわる国家予算の財政能力によって主に左右される財政レベルの障害。

〔第4表〕 第2委任状の物理的目標（単位＝ヘクタール）、地理的分布

①第1年； ②第2年； ③第3年； ④7月1日の時点で整地された面積； ⑤整地と再整備を合併した増加率； ⑥拡張； ⑦再整備； ⑧耕作（量）の合計； ⑨3年間の合計； ⑩拡張； ⑪再整備； ⑫耕作（量）の合計

〔第4表・その2〕 第2委任状の物理的目標（単位＝ヘクタール）。整地の種類によって分類した表

①大規模区画； ②中規模区画； ③村落内の灌漑区画； ④(?)SAED（7月1日の時点で整地される面積） ⑤整地の種類； ⑥区画種別の分訳

6.2 利 用 法

第5表は利用による潜在的可能性と収穫予想量をまとめたものであり、ここで注目すべきは次の点である。

るための条件を研究すべきである。

《活動の移行を目指しての実際的方法》

- ①銀行活動； ②移行方式の策定； ③セネガル川，CNCAS； ④機械の維持・保全；
- ⑤作業場2ヶ所を移行； ⑥製造所の移行； ⑦地域経営； ⑧変換テストケース；
- ⑨管理経営者グループの養成； ⑩農民の組織での商品化の方法。

一 諸区画における管理経営

- ・ SAEDでは農業相談員にするため，ある程度の人数の職員を選んでいる。SAEDはテストケースとして，これらの職員を社外に配置転換する計画をたてることになっている。この計画ではこれらの職員をかんがい地域に配置すると同時に，外部からの人員も受け入れることになろう。
- ・ 農業融資の設立と新しい諸計画のための資金集めの実施と関連させて，教育を強化し，各グループの経営者養成に力を入れる。
- ・ 3つの区画において，商品化の作業を村民部門と生産者グループに移行する。
- ・ 新しい諸計画の見通しの上で，運営資金と農民用設備資金を集める。

7.2 機能改善のための方法

一 公社について；

- ・ 最終的に公社の解消を目指した縮小目標に沿って公社を再組織し，デルタ地帯の諸区画の維持・保全と峡谷の中流・上流地帯にPIVを設けることに重点をおいた作業計画とし，操業場を修理すること。

一 農業用機械について；

- ・ 1986～87年度まで現存の操業場を維持し，余った機械を徐々に改良し，DIAMA操業以後に備えて“緊急参加拠点”を管理する。

一 精米所について；

- ・ Ross-Bethioの精米所を修復し，Richard-Tollの精米所の設備を補充する。

一 耕作料について；

- ・ 1985～86年度については，1985年2月から耕作料の精算を行う。

一 調査・開発について；

- ・ 目下作成中の決算報告の結果によって，もっとも大きな効果を発揮できる調査・開発方法を研究する。

- 一 研究計画は，5ケ年でSAEDを縮小する計画を具体的に示すことができ，さらにすでに決定したいくつもの方式で縮小を実現できる方法をはっきりと示すことができるものでなければならない。

- 一 開発ずみの面積は1年目の24,000haから、3年目には即ちDIAMAダムが操業に入ってから39,000haぐらいいはなるであろう。そして耕作密度も113%から136%に上がるであろう。
- 一 米作の面積は19,000haから31,000haとなり、生産性を現状のままに維持できるなら、もみ米の生産量は85,000トンから145,000トンに増えるであろう（開発された面積1ヘクタール当り4.5トンから4.7トンに）。
- 一 トウモロコシの耕作面積は3,500haから5,500haとなり、その生産量も8,000トンから15,500トンになるだろう。
- 一 水煮トマトの生産高は、30,000トンから35,000トンになるであろう。

〔第5表〕 一 利用法による潜在的可能性と予想収穫高をまとめた表

- ①整地； ②整地した面積； ③利用法； ④米； ⑤トウモロコシ—サトウモロコシ；
- ⑥トマト・その他； ⑦総合計； ⑧耕作密度； ⑨米； ⑩生産率； ⑪生量高；
- ⑫トウモロコシ+サトウモロコシ； ⑬トマト；

第3章 公社の縮小

第7条 縮小計画

十分に安全性のある条件内で農業生産高をあげるためにSAEDは農民とかれらの中の専門組織に職能を技術全般を移行させうる方法を整備するものとする。そのためには下記の諸事項の実現を目指した方向が考えられる。

- 一 調査—開発を通じてこれら移行すべきものの内容を限定しなければならない；
- 一 助言—養成を通じ、また柔軟な計画化を通じて確実に実施できるよう配慮すべきである；
- 一 そして追跡調査を通じて結果を分析すべきである。

SAEDの縮小が実際に達成させるのは、公社がそれ以上分散できない公共サービス活動以外をもうや行わなくなった時である。

7.1 活動の移行を目指した実際的方法

（表では1985～86年度から計算する）

- 一 銀行として、活動：過移期にはSAEDは金融機関としての役目を果たすべきである。したがって農民は、公社によって貸付けられた借入金のコストを負担することになる。
- 一 農業設備の機械的な保全・維持；
 - ・ SAEDは、テストケースとして、管轄下の地域内にある作業場のひとつ、ないしはふたつを職人＝機械工の手に移行させる手続きをとってみること。そしてかれらに便宜をはかってみる。
 - ・ SAEDは、Ross-Bethio地域につくられる新しい作業センターの個人企業に移行す

— 5つの試みの必要と思えるが、これらについての研究にはとくに投資しなければならないであろう。

- (a) 事業縮小の方向で見たときのSAEDの機能の先行きについての研究およびこの方針が職員に対して及ぼす影響（配置転換、職業養成）；
- (b) 峡谷地帯に農業金融を設置するための条件ならびにその設立を徐々に実施したときの過渡的方法についての研究；
- (c) SEADのサービス活動を個人に移行するための条件の実現性についての研究。そして職員養成計画の策定；
- (d) 農業用機械についての様ざまな技術的解決案、利用者によるその維持・保全案件、そして利用者による運用方法についての研究ならびに実験；
- (e) 指導計画について現存する部分的諸研究の総合、10ケ年で河川地方を開発、整地するためのマスタープランの策定および整地不能の地区を整備するための研究。

これらの研究を行う間にも、それが終わってからも、SAEDを助けて縮小中期計画を達成するためにSuiviが責任をもって対応する。

《機能改善のための方法》

- ④公社； ⑤私企業の選択； ⑥計画化と縮小； ⑦計画； ⑧参加拠点； ⑨農業資材；
- ⑩研究とテスト； ⑪研究； ⑫テストと解決策の追求； ⑬操業場の改善（消耗）
- ⑭緊急参加拠点； ⑮精米所； ⑯Ross-Bethioの精米所の修復； ⑰R-Tallの精米所の完成； ⑱調査と開発； ⑲専門家の参加； ⑳ヨーロッパの農業

7.3 財政面での影響

SAEDは上記の各方法を全体として考慮し、次の方針にしたがって補助金の必要なものを取りまとめる義務を負う。

- もみ米の脱穀（殻落し）と整地作業に対する公社への補助金を打ち切る；
- 下記の内容にしたがってSAEDは（農民と合意のもとで）生産物への補助金を打ち切る；

合計（単位100万フラン）

1984～85	7億6,000万
1985～86	4億9,000万
1986～87	0

- SAEDによって確保される公共サービス経費の額を1983～84年度の金額水準に固定する；

フラン（時価に勘算したもの）

1984～85	6億7,000万フラン
1985～86（☆）	7億5,000万フラン
1986～87（☆☆）	8億5,000万フラン

（☆）つまりフランを一定とすれば6億7,000万フランとなる。

（☆☆）例として。

第8条 投資の実施

SAEDは第6条で決められた物理的目標を実現し、第12条において決定される条件において政府の出資による投資計画を実施する義務を負う。

SAEDは、家長としての立場で、自由に使用することを認められた基金を操作し、それを適切と認められる計画に割当る義務を負う。そしてとくにこれらの計画の基礎を形づくる技術的・組織的方針は、毎年の負担を少なくする方向に沿ったものでなければならず、また政府の生産物への補助金を減すことができるようなものでなければならない。

第9条 生産条件の保証

SAEDは第6条に盛られた諸目標を達成するために、農民に対して可能なかぎり良い生産条件と余剰品の販路を保証する義務を負う。

生産物の補給と商品化がSAEDにより、あるいは公的、私的を問わず他のすべての機関によって確実に行われるよう、SAEDは次の点に配慮する。

- 一 生産品補給については、製品がまっとうで販売に値する質であり、受渡し期日が尊重され、価格も競争にたえるものであるように。
- 一 商品化に関しては、購買が現金でそして公定価格で行われるように、そして引取りがただちに行われるように。

SAEDはCUMAの設備が整えられ、個人業者が定着するまでの過渡期のあいだ（これについてはSAEDの縮小の時間的行程を参照）技術的に最良の条件のもと、また作付けのシーズンに合わせて、農業生産に必要な協力を行う義務を負う。

SAEDはこの委任状に関わる3ケ年のあいだ、峡谷の農民によって生産されるもみ米すべてを、現行の公定価格にもとづいて買い上げるものとする。

第5表にあげられた予想生産高からすると、商品化されるもみ米の量は下記のようなトン数になるであろう。

①期待される生産高； ②商品化率； ③商品化された物質、トン数。

第10条 公社の経営

第5条・第7条で決められたようにSAEDの縮小を行うには、SAEDを管理的、財政的にじしゅく管理してゆくことが必要である。

SAEDは生産に関しては、経費/効率の割合が委任状にあったと同じになるよう尊重する義務を負い、この意味において、下記のような実施基準が定められることとなる。

- 生産されたもみ米1KgについてのSAEDの運用経費(比)；
- 生産されたもみ米1Kgについての生産補助金(比)；
- 開発面積当りの公共サービス補助金；
- 実質ゼロ年当りの実質年数(H)比；
- 開発面積についての、SAEDが耕作にたずさわった面積(比)；
- かんがいされた総面積についての、SAEDがかんがいを実施した面積(比)；
- 実質コスト当りの仕切りコスト(比)；

他方、SAEDは下記の項目を適用することによって1984~85営業年度におけるその経営状態の報告を行わねばならない。

- 給与・俸給の支払状態
- 不動産の管理状態
- 分析的総会計と予算上の総会計
- 在庫状態

また人的資源の管理状況に関してSAEDは次の義務を負う。

- 7.2項で述べたSAEDの機能改善のための研究結果にもとづいてその実質人数を削減すること；
- 公社の役割の再定義を必要とする配置転換計画を実行に移すこと；
- 1985年3月31日以前に、従業員養成計画を策定すること。

第4章 政府の義務事項

第11条 財政上の清算

1984年6月30日、第1委任状が期限切れになる時点が、SAEDは財政的に困難な状況にあったが、それは最後の2ヶ年の埋め合せ補助金の支払いが遅れたためであった。

この補助金の額は20億3,700万フランとなっており、うち5億7,000フランは外部資金団体が払い込むことになっており、政府は残金の13億6,900万フランを支払う義務を負う。

埋め合せ補助金(82, 83年と83, 84年分)の内訳(単位100万フラン)

1982~83年の埋め合せ補助金	1,883
1983~84年	"
	1,685
	計 3,568

うち控除額	(1,531)	
(その内訳) 受領した補助金による部分的相続額		
(担保金)	555	
Thiagar の再整備のための準備として応用		
(83~84年会計年度)	976	
未払い埋め合せ補助金	2,037	
(うち他機関よりの払込み分)		
BIRDからの支払予定額	290	
CCCE "	280	
USAID "	98	
	668	668
政府の未払い金	1,369	

この補助金の支払いは、BNEに登録した投資計画を実現する上にも、資本の保持の上でも必要欠くべからざるものである。また、さもないれば資本は重大な危機にさらされることになるであろう。

第12条 投資計画用の融資

第2章で決定した物理的目標を実現できるか否かは、必要な基金を政府が調達しうるかどうかにかかっている。またこれら必要な基金は大きな4つの項目に分かれる；

①整地面積の拡大； ②整地の再整備； ③CUMAの設備(☆)； ④兵 上の経費(☆☆)

(☆) 3年目にデルタの諸区画でSAEDを引きつぐ生産者がでることになるが、かれらの設備費の支出は2年目からはじまるであろう。なおこのことにより委任状の期限切れの時点でSAEDの縮小が可能になる。

(☆☆) これらはSAEDが機能を果すのに必要な諸設備(費)であるが、この必要性はSAEDの縮小が行われるにつれて減じる。

MPCおよびMEFは、現在交渉中の融資が予想される遅れの範囲内で可能になるよう配慮を行う。またこれらの融資あるいは将来の融資について、MPCは、計画の適性条件を上記に決定した通りにしつつ、これが厳密に守られるよう配慮するものとする。

政府は国内業者と国民設備予算(BNE)を相手方とする外部資金の導入を通じて、上記の投資資金をまかないうるだけの基金を、無償でSAEDに提供する義務を負う。

外部資本の導入は、基金の出資者の合意のもと定期的に決定される技術・融資実施計画(D.E.T.F.)にもとづいて行われる。政府はこの資金を無償の形で、返済慣例にした。

公社に提供し、借入金の返済の責任を負う。そしてSAEDは、自己資本に対するのと同

じ条件でこれらの基金を外部融資面で直接に運用することになる。

外部融資についての国内の相手は、資金源面においてP E T F計画を策定的に詳しい対象とする。

〔第6表〕 — 融資—整地の必要について

1,000 CFAフラン単位（現時点での）

拡大：新しい整地事業

再整備：設備の充実をも含む（CUMA—デルタ外の地区）

国家設備予算（BNE）に対して出資され、相手方の性格を帯びていない投資経費は、国家予算にはつきりと計上された後、公社によって提出される技術・融資実施計画の対象とする。また政府は、この技術融資実施計画の中に示された財政計画にもとづいて、各四半期のはじめに公社にこの基金を払い込む義務がある。

これらの投資計画の実施範囲に限り、政府は輸入品に関しても、現地での購入品についても（設備財、部品、燃料）、SAEDに対してあらゆる免除・免除措置をとる義務を負う。

第13条 事業縮小計画への出資

18ヶ月後に決算書を作成せねばならない必要上、縮小計画についての融資上の必要についての分析は最初の2ヶ年に対してしか行うことができなかった。

①100万CFAフラン単位（現時点での）； ②公共サービス； ③構造上の調整； ④埋め合せ用補助金； ⑤整地についての総維持費； ⑥作業場の復旧費； ⑦精米所の再点検； ⑧現施設の強化費； ⑨研究およびテスト費； ⑩注意事項：これらの額は次のように解釈される。

- SAEDはあらゆる税を免除される。
- SAEDは電力について優遇料金の対象となる。

埋め合せ用補助金

この補助金は、1984～85年度もみ米が1Kgあたり66フラン、1985～86年度には75フラン値上りするとの前提に立って、1984～85会計年度と1985～86会計年度については計算されている。SAEDがすべての税を免除されるとすればSAEDの活動が公共サービスであり、SAEDが政府援助をうけている事実を考えるとこのことは当然である。必要な埋め合せ用補助金は1984～85年で14億3,000万フラン、1985～86年で12億4,000万フランとなる。

1986～87会計年度についてSAEDの経営会計を予想するのは危険である。なぜなら、DIAMAダムが機能しはじめると大きな変化が起こり、農業開発（経営）費を見積ることはむずかしいだろうからである。

現在施設の強化

今後、諸区画の総維持費を計上しなければならない。これらの諸区画は、農民がそれらを運営できるようになるまで政府の下におかれる。この額は年3億フランとなるが、1984～85年度は50パーセントまでしか援助しない。

作業場の整備については、農業機械が2億6,000万フラン、公共事業機材が7,000万フランとなっている。

精米所の再点検はそれらをフルに操業させるために不可欠ないくつかの事業に関している。Richard-Toll 精米所のコンベヤーベルト(7,600万)とRoss-Bethio 精米所の部品(3400万)のことである。

研究費

これは1億5,000万と見積まれているケーシング工事についてであり、この額を準備することは、一方ではSAEDの管轄および技術援助の必要の問題であり、他方、SAEDがうまく機能するには5つの条件が絶対に必要なのである。

- SAEDが使用する家具調度類とサービスに対してあらゆる税の免除；
- ポンプ基地および峡谷部の工業施設に対する給供電力について(sodefitex型の)優遇料金を適用すること；
- 埋め合せ補助金の国家からの規則どおりの払い込み；
- CPSPがSAEDから受けとった米に対して、CPSPが規則どおりに決済すること。および毎年度についてもみ米の価格とCPSPへの引渡し価格を修正すること；
- 農薬などの物資の供給ともみ米の商品のための農村向け融資で銀行出資団が規則どおりに貸与すること。

そして国家の補助金の出資源は下記のものになるであろう。

- “公共サービス”の項目については農業開発省の予算より；
- “構造上の調整”と“現存施設の強化”“研究とテスト”の項目については、基金の出資者団に申請して国家設備予算より。

第14条 経済的・制度的環境

第2章で規定したように農民の責任範囲を強化し、第3章で規定したSAEDの縮小政策を支援するために、政府は農業の組織化と価格政策に関する決定を行う義務を有する。

専門農業の点に関しては、現実のさまざまな状況に対応するために、政府は組織に関しては充実に幅広い形の手順を示す必要がある。従来からの協同組合(農村共同体と村落部との協同組合)の構造と平行して、政府は情報の普及と回状を通じて、生産者のグループ化に便宜を与えるべきであろう。そしてこれらのグループも銀行借入金の対象とすべきであろう。

価格政策についていうと、政府は生産への補助金を3年で打ち切り、生産コストの実態に(価格を近づける方向に)進む義務を負う。その調整政策と平行して政府は、生産者に

とって価格が前向きであり、とくに正常な生活水準を保証できる程度になるように努める義務がある。また政府は価格調整結果を公けにしなければならないが、関係する農業分野に調整結果を適用できるようその時期を遅らせてはならない。

援助の仕様価格は下記のようになるであろう（CFAフラン）；

	かんがい	労働	土砕き（人夫）
1984～85年度	3 1,500	1 2,500	7,500
1985～86年度	4 1,000	3 2,000	1 7,200

またこれを比率で表すと下のようになる。

①計算書のコスト／実質コスト（％で表示）； ②尿素（まだ補助のつづけられている唯一の肥料・農薬類）； ③耕作料； ④灌漑用コスト； ⑤諸区画の維持費；

生産者からのもみ米の買上げ価格は次のとおりになるであろう。

1984～85年度	66フラン/Kg
1985～86年度	75フラン/Kg

SAEDとCPSPとの関係はこのふたつの機関を結ぶ特別協約によって規定されることとなる。この協約は、1984年12月31日以前に、省内保護局によって交渉が行われ、承認されることになっている。

SAEDの米はCPSPの商品化分担分の中にふくむものとする。

この点においてCPSPに移譲される白米価格は、穀物政策に合わせて毎年再評価をうけることとなる。

CNCASの実施計画は1985年にMATAMの部門のみに関係することが予定されており、それから2年以降でなければ峡谷の他の地方には拡張しないことになっているので、PMEの振興、農業、工業そしてサービス産業の促進を支援する予定になっているこの期日まで、政府に過渡期の形で貸付を実施する義務を負う。

第5章 適用条件

第15条 不可抗力の場合

気象上、水理上の偶然により、公社に割当てられた諸目標の実現をはばむ不可抗力の場合が生じることがありうる。これらの偶然事は、Suivi委員会によって正式に認められるであろう。

15.1 水理上の偶然事

峡谷内の諸地域の場合、間違つて“完全”と称されている治水状態は、事実上は整地範囲内の“内部的”治水にしかすぎない。セネガル河の流況からいっても、整地の大部分を占める唯一の農作地には不安の要素がある。したがっていくつかのダム建設—そのうち最初のダムがDIAMAである—を通じてようやく“外部”治水が可能になり、

それによってこれらの偶然事をなくすることができるであろう。それまでは各区画は下記の場合、重大な危機にさらされることになる。

- もっとも下流にあるポンプ基地に^(増水)氾濫の起る日付が8月1日以後の場合(農耕面積が減って、生産性の落ちる危険がある)；
- もっとも下流にあるポンプ基地での氾濫の水が引かず、それが長びいて100日以上ポンプで操作できなくなった場合(生産性の落ちる危険がある)；
- 氾濫の水が10年に1度の頻度を越える場合(村落部が洪水に見舞われる危険がある)。

15.2 降水による偶発事

降水状況も決して悪影響を残さないわけではない。とくに下記の場合、

- (田に)水を引くまえに多量の雨が降る場合(農地が放置され、草が生えるために生産性の下落する危険がある)；
- 多量の雨が収穫時に降った場合(生産物の品質が落ち、量も減収になる危険がある)。

15.3 植物の病気に関する偶発事

予測できない植物の病気の危険についても同じく留保しなければならない(菌類、いなどの襲来とその他の病気)。

第16条 抗議と仲裁

もしも委任状の執行範囲内において、公社の事務局と本文書に署名した省のひとつ、あるいはこれらの保護下にあるある機関との間に紛争が起きたとき首相が仲裁役となる。

第17条 修正と更新

目標および義務事項になんらかの修正が加えられる場合はかならず、それが政府の要請であれ、SAEDの要請であれ、合意のもとで決定すべき変更の対象とすべきである。

1984~1987年の3ケ年の期間が終了すると、委任状は更新することはできるが、その手続きは今後決めるものとする。

第18条 施行

本委任状の規定は、関係当局者がこの文書に署名するとき実効を発揮する。

もし署名が1984年7月1日以後に行われる場合には、この日付にまで効力は溯及する。

(完)

(付属資料 - 18)

セネガル共和国，農業開発省，セネガル河デルタ地帯およびセネガル河・ファレメ河峡谷整地・
開発国民公社 (SAED)

S. A. E. D. BP : 74 S'

SAED 公社の行動計画

中期の整地目標 (1984 ~ 90 年)

事業計画・整地局

1985 年 5 月 (作成 :)

新しい農業政策と S. A. E. D. の第 2 委任状という大方針との関連において作成された本文書は、
将来貯水をはじめることになる Diama と Manatali のダムと関連して 1984 ~ 90 年の期間に適切
な内部基礎構造を整備するために必要なあらゆる行動を今後にわたって処置するための拠りど
ろとなるであろう。

目 次

I	左岸の整地に関する簡単な分析	360
1.1	S. A. E. D. 会社の整地事業小史	360
1.2	現存する整地方式の分析	361
1.2.1	大規模区画	361
1.2.2	村落かんがい区画	362
1.2.3	中規模の整地(区画)	363
1.2.4	農-工総合区画	364
1.3	S. A. E. D. の提案になる整地方式	364
1.3.1	第2委任状の方針	364
1.3.2	ダム建設から生じる可能性	365
1.3.3	新しい型の整地方式	365
II	第2委任状の整地目標(1984~87年)	366
III	1984~87年の期についての整地目標	366
IV	主要計画についての総合データ表	367
V	調査研究の状況	369
5.1	実施された, または実施中の調査研究	369
5.2	今後実施すべき調査研究	369
VI	出資	370
6.1	整地経費	370
6.2	設備費	370
6.3	工事費+設備費の要約(表)	371
6.4	出資状況	371
☆☆	第1部〔A〕—第2委任状の時期	371
☆6.4.1	1985年4月1日 達成した出資額	371
☆6.4.2	1985年4月1日 において達成意図のある出資額	371
☆6.4.3	第2委任状についての, 今後達成せねばならない出資額	372
☆☆	第2部〔B〕—1987年7月1日より始まる工事について	372
6.4.4	今後達成せねばならない出資額	372
6.4.4.1	調査研究費として	372
6.4.4.2	工事および設備のため達成せねばならない出資額	372

I 左岸の整地に関する簡単な分析

1.1 S. A. E. D. 公社の整地事業小史

川岸の土地はふたつの水資源つまり雨と川の水に恵まれており、このために伝統的にふたつの耕作方法がある。

— 雨は、量、降雨時期そして分布の点において不定期である。とくにこの2年は、Dagana, PodorそしてMatamの諸地方での降水量とくに目立って少く、雨水にたよる耕作は全面的に阻止されてしまった。

— しかし川の場合も、氾濫が年間を通じて非常に不定期に起きる。氾濫手厚の場合、それが水につかった時、冠水耕作に利用することができる。例えばサトウモロコシは粘土の中にたまった水を利用する。1970年から75年にかけて耕作方法について研究が行われたがそれによると、冠水耕作があまりにも不定期であることが証明された。盆地（凹地）に水がたまるには増水の瞬間的な水かさのみならず、（増水）時間とも関係しているからである。

したがって整地は、治水力をますます大きくすることによって耕作を定期化する手段として重要になってきたのである。

— 最初の段階では、原始的整地と呼ばれるもので、冠水の程度を調節する手段がとられた。冠水させる盆地（凹地）で川の水をせきとめた。そして水門をつけることで氾濫時の水を放流したり、止めたりしていた。

この方法をとると冠水状態がひどくなるのや、冠水時間の短かすぎることを避けることはできるが、水かさの増し方が悪い場合、これでは何も変えることはできない。その上、米を発芽させるには雨が必要である。

この整地方法は65年間にわたってO. A. V. により、次にはS. A. E. D. 公社の手でも実施されてきた。また最近でもそうである（1984年、NIANGA附近のDIOSSOROLで）。これらの方法には次のような長所がある。

— 投資コストが安くなる（ダムがすでに建設されていればヘクタール当たり10万CFAフラン。そしてダムをこれから作るのなら、100万CFA/haである）。

— ダムの維持費が少なくてすむ（年間、ヘクタール当たり1万フラン）。

— 伝統的な耕作法にちかい。

しかしこの方法は、氾濫の水かさの状態があまりにも不規則になったために急速にすたれた（1968年）。

— 第2の段階いわゆる第2次整地の方法はいくつものbafondを底の平らたい溝でつなぎその区域を（0.5m）で区切るといふものである。

この方法によると田に水を引く時間を稼ぐことはできても、偶発事（雨と氾濫）を抑えることはできる。

それに生産性が大したものではなかった（最大限ヘクタール当り2トン、平均でヘクタール当り1トン）。

- こうしてついに1973年、デルタ整地計画全体が再変更になり、第3次整地法がはじまる。つまり完全に水を制御しようとの方法である。ポンプ基地を設け、田を1～3ヘクタールの小規模なものに分け、各区域の田に好きなように水を引いたり、排水できるようにかんがい・排水路網を設ける方法である。

1.2 現存する整地方式の分析

現在、峡谷地帯には4つの種類の農地構造がある；

- 大規模区画（G.P.）
- 村落のかんがい区画（P.I.V.）
- 中規模の整地（A.I.）
- 農-工業総合地域

[1984年7月1日現在のS. A. E. D. 会社によって整地された面積の現状]

- ④委任事業の施行地； ⑤大規模区画（ヘクタール）； ⑥中規模の区域； ⑦村落の灌漑区画； ⑧合計；

1.2.1 大規模区画

1.2.1.1 説明

典型的な大規模区画とは1,000～2,000ヘクタールの単位の農地で、ダムが建設され、ポンプ基地があり、下流から制御する（そしてレベルを一定に保つ自動装置付きの）給水・流水（心壁での年流出量）網を備え、また（万一の場合は混合基地といっしょにできる）排水基地付きの排水路網を備えている。

最近まで、これら大規模区画の経営は全面時に集中化されていて、S. A. E. D. 会社が次の面を負担していた。

- ポンプ基地の機能費用（ガソリン代、ポンプ係の人件費）；
- 耕作料（facon）；
- 給水・排水路網の維持費

農民は年度が終って、下記の費用を返済する。

- 肥料・農薬類（S. A. E. D. が調達したもの）；
- （ヘクタール当の1時払いの料金にもとづいての）耕作料；
- 水の使用料。これがポンプ基地の運営経費、ポンプ取りかえ費、給水排水路網の維持費を充足するはずである。また一区画の農地で消費する水の量を測るのはむずかしいので、この使用料（徴収方法）ヘクタール当りの一時払いは水を上手に使うにはあまり得策ではない。

1.2.1.2 この型の整地法の利点

- ☆ 2,000ヘクタールの単位になると、区画の維持の点からも、小作業場の機械の維持の点からも、土工機械をいくらか使った方が経済的に有利になる。
- ☆ 農民1人のもつ土地が約1ヘクタールの場合、かなり面積の広い整地でなければ、商品化できる、かなり多量の余剰生産物を得ることは期待できない。
- ☆ 大規模区画は簡単に電化できる。
電化はデルタの大部分で実施されており、ポンプの操作コストをかなりの割合で減らしているはずである(50%まで)。
- ☆ 最後としては、この種の給水排水路網が採用されているため、理論的にいって、水がうまく管理でき、したがって節約ができる。

1.2.1.3 不都合の点

- ☆ この整地法の場合、実施コストがひじょうにたかい。区画の建設に当っては、まったく農民は参加していない。たとえ最近になって、農民と公社側から同数のメンバーが参加する経営委員会が創設され、この状況が正される傾向は見られるにしても、農民たちは自分たちを所有者と感ずけてもいないし、整地に対して責任感も感じていない。
- ☆ 水利網があまりにもこりすぎている。また調節工事もすぐに故障するかショートしてしまう。そして水の管理が崩れてしまう。
- ☆ 維持費がないために、整地再生作業の率がきわめてたかくなる。
- ☆ この型の区画分けは生産者にとって管理運用がむずかしい。したがって公社の規模縮小計画を台なしにしかねない要素である。

1.2.2 村落のかんがい区画

1.2.2.1 説明

1974年以来、かんばつが起つたためもあつて、峡谷地帯全体にP.L.V.計画が施行された。

これは15~20ヘクタール単位の農地整地法で、当初は農民が全面的に作業を行った。そして水は筏の上に設けたディーゼルエンジン式ポンプ装置(G.M.P.)によって給水される方式になっている。

農民1人ひとりの有する土地は小さく(0.25ha)、耕作法は手耕法である。しかしながらもつとも有利な土地(村の附近にある“Fonde”の土地)は利用しつくした状態にあり、新しいP.L.V.は整地にしろ、土地を耕すにしろ、手作業には不適な、粗い土地に設けざるを得なくなっている。しかし次の点で、農民参加の原則は貫ぬかれている。

- 一 開墾、そして諸工事と小規模堤防の手作業による finitition (finition なら“仕上げ”);
- 一 エンジン用ガソリンと工事用セメントの調達。

どのP.I.V.も農民グループから成り、かれらの役目は下記のとおりである。

- 一 灌漑を組織する。
- 一 動力・ポンプ装置を稼働させ、その日常的維持・保全に努める。
- 一 肥料・農薬などの物資の補給やその他の援助についてS. A. E. D.との唯一の窓口になる。

1.2.2.2 利点

- ☆ 一般にひとつの生産者グループの中に等値性が見出される。そして管理運営上あるいは借入れ金の返済についての諸問題を効果的に解決してゆけるだけの団結力が生れる。
- ☆ 水の管理が従来よりうまくゆく。農民はガソリンを余分に使ったかどうかで水の浪費具合を知ることができる。一般にP. I. V.では水の使い方から、土壌の性質を充分尊重するようになる。例えば軽い土には多作主義の農耕、荒い土には米作を行うというように。他方、大規模区画ではこの点については全く無秩序で、大量の水が無駄に使われている（水はけの良い土に米作を行うなど）。
- ☆ 大規模区画に比べると、整地コストは20%ですむ。

1.2.2.3 不都合な点

- ☆ 整地が不安定で、維持のため大きな労働が必要であり、その上、毎年再整備しなければならない（当初は手作業が必要）。
- ☆ 20ヘクタール程度の単位の土地にダム（堤防）をつくるのはきわめてたかくつく。したがって氾濫に対する防御策が無あるいは弱体となる。
- ☆ P. I. V.の方向は、全面的に、自家生計型の生産へと向っている（区画の土地がせまいため）。

1.2.3 中規模の整地

1.2.3.1 説明

中規模の整地についての基本的な考え方は大区画の長所（区画が広くて様々な集団利用設備を備えることができる）と小区画のそれ（給排水路網と農業機械を農民が管理できる）とを合せるということである。

この方向で最初の経験をしたのがNDombo-Thiagoの場合であった。この区画では60ヘクタールの単位を12区つくることができ、それらを全面的に自主方式とした。そして作業は農民に参加させて請負制で行った。

どの区画も生産者グループが管理し、下記の設備を自由に使用できた。

- 一 ポンプ装置
- 一 農業機械（45馬力のトラクター1台＋耕作機・打穀機）

どの単位の区画も機械を買いかえるため償却基金を有し、各グループは同じように運転資金をもっていて、そのため資材の調達もS. A. E. D.を通さないうで、自分たちで行

うことができた。トラクターの運転手の賃金は各グループが支払い、1名の機械工を雇用し、それへの支払いは12グループ全体が行った。

1.2.3.2 利点

農民の責任がより大きくなり、S.A.E.D.を縮小する可能性も大きくなった。

1.2.3.3 不都合な点

☆ コストがきわめてたかくなる（堤防工事、共通の作業）

☆ 60ヘクタールの区画のグループ化の場合、村落的なグループよりも団結力が弱まる。さらに最近、同じような実験を行ったので、この方式を一般化できるかどうかを知るには近くからの観察・追跡調査が必要であろう。

1.2.4 農-工総合区画

現在では下のものがある。

— C.S.S.(7,300ヘクタール)

— SOCAS(250ha)

— S.N.T.I.(110ha)

注意事項：この総会型の整地は大規模区画のそれと非常によく似ている。

1.2.4.1 利点

☆ 繊維産業が入り、それに伴って関連活動が育った。

☆ 貨幣経済がはじまった。

1.2.4.2 不都合な点

☆ 農民的考え方と正反対のサラリーマン的な考え方が生れた。つまり賃金にすべて雇い主から払われ、したがって農民は自分の仕事のことしか考えなくなる。

☆ 外国企業の場合、利益が輸出される。

☆ 国民的政策としての目標（例えば食料の自給自足）とはからずしも相入れない目標が生じる。

1.3 S.A.E.D.により提案された整地方法

1.3.1 整地に対する新しい政策は第2委任状の中に表明されている。

— （公社と農民からの）同数のメンバーから成る経営委員会をつくり、その枠内で区画の自主管理、経験をのばしてゆく。

— 農業生産の起点々終点において、S.A.E.D.が果していた生産者的機能を縮小する。

— 下記の方針にもとづいた農民による経営管理を育てつつ、技術向上の方向を推進する。

• 利用法を向上させる。

• 整地に対してモジュール（組合せ変更単位）式の考え方をする。

• 軽量の機械の導入と牛・馬による耕作法を推進する。

- 耕作計画の自由放任化

- 一 峡谷の上流・中流域のために投資を再調整する。

注意事項：中規模整地方式は、生産者にとって有利な代替案である。

1.3.2 Diamaダム、Manantaliダム建設から生じる新しい可能性

(a)一人工増水：ただしこれは過渡期的な解決案と考えられている。この方法によると、年中平均的に冠水農業のためにある程度の面積の土地を確保することができ、十分な広さの土地に灌漑できると期待される。

しかしどんな場合であろうと、人工増水方式のみを開発政策の基本とすることはできない。事実、過去3年間における、セネガルの年間（平均）の流水定量は $310\text{m}^3/\text{s}$ と $230\text{m}^3/\text{s}$ （見積にすぎない）であった。そして現在、O. M. V. S. は最低水準 $300\text{m}^3/\text{s}$ の流量を放水できると予想している。このことは、この3ヶ年間1度も人工増水を確実に起こしえなかったということの意味しており、これからしても人工増水のみで頼る整地方法がいかにかい加減であるかが十分に証明される。

(b)一二毛作の可能性：これはダム建設後の革命的出来事である。整地から利益をあげるようにするには二毛作しかないであろう。しかしこれから生じる問題点もきびしい。

- 一 暦法による農耕栽培を尊重し、集団訓練を行うことが必要である。

- 一 収穫、打穀、農耕のために使える時間がきわめて短くなる。

またS. A. E. D.の農業機械作業場も耕法が二毛作となると不十分になる。そこで次次の手段にたよるしかない。

- 一 一方で、峡谷地帯全体にゆきわたっているC. U. M. A.を利用する。

- 一 他方で、耕作、打穀、脱穀などのような労働について小規模な私企業を利用する。これら2種類の農耕法のうちいずれを選択するかは、機械化と牛馬による農法の場合と同じく、農民の自由意志にまかせること。S. A. E. D.はこの選択が妨害されないよう、全力をつくすだけで充分である。

1.3.3 新しい型の整地

1.3.3.1 S. A. E. D.方式の整地

S. A. E. D.の新しい整地規則は、MatanとNDierba地方の整地計画のため研究が行われた際に決定された。これらの区画は、中間規模の整地と考えられる。

内部基礎構造には次のようなものがふくまれている。

- 一 堤防。これによって灌漑される総面積は最小、 $500\sim 1,000$ ヘクタール程度である。

- 一 第一次ポンプ基地、灌漑・排水路用の混合式ポンプ基地。

- 一 給水・排水路用の混合運河。これは全面的に新しくつくった。

- 一 道路網

本格的な水利・農業用整地とはダムでかんがいされる範囲が単位当たり60ヘクタールあって、下記の設備の備わっているものをいう。

- 一 かんがい・排水路用混合運河に加速ポンプ一基を設けられていること。
- 一 配管網と排水用第1次水路網のあること。

そして以上のような整地単位が“かんがい自主整地単位”(U.A.I.)と称されている。

どのU.A.I.も、自己所有の農機を使用する生産者グループ(C.M.M.A.)によって経営される。

集団使用の設備は、官民同数メンバーから成る現行の経営委員会にちかい組織によって管理される。最初の段階ではS.A.E.D.が参加したが、自主運営が強化されている。

1.3.3.2 個人経営

デルタの先行実験地区について、どの地域を個人営業にまかせられるかを定めるため、目下S.A.E.D.は土地所有計画を作成中である。

しかしこの計画および関連する譲渡契約の案はまた決定的な形になるにいたっていない。

しかしこの計画が立案されると、ここ数ヶ月間、ダム建設後の見通しの中でたかまってきた強い要請に応えることができるであろう。

この程の開発についてのS.A.E.D.の役割は次のものに限られる。

- 一 整地の技術上の諸規定についての確認；
- 一 共用内部基礎構造の使用料の徴収；
- 一 譲渡契約に関しての一般的手続き；

もしも個人営業の実際が、現在ある要請に見合う程度となれば、整地事業のリズムが驚異的に加速することが期待できる。

II 第2委任状(1984~87年)に盛りこまれた整地事業目標

III 1987~90年の期間に関する整地事業目標

《1987~90年の期間》

- ①代表地区； ②計画一区画または盆地(凹地)； ③年； ④グイエルズ湖；
- ⑤Daganaの総計(ヘクタール)； ⑥融資； ⑦PODOR区画； ⑧FED/DOUE計画；
- ⑨ラオーマディナ地区；
- ⑩casier； ⑪RH=再生； ⑫NS=新しい； 面積； ⑬O=確認調査が進行中；
- ⑭Tr=総工事量； ⑮1990年7月1日における総整地面積50,988ヘクタール

IV 主要諸計画の総合データ表

注意事項：1987～90年の時期についての他の計画済盆地（凹地）についてのデータは、目下作成中の調査書で詳しく説明する。

計画名：Mouderi Gande計画の総合データ（経費は1984年の一定のフラン価格で予想されている）、単位100万フラン。

①整地の性質(1)：中規模整地； ②状況(2)：峡谷上流； ③目標(3)：550haの整地面積；
④調査の進行状況(4)APS； ⑤調査研究； ⑥工事； ⑦融資(5)APD+DCE；
⑧出資者は未定； ⑨未定； ⑩計画コスト：投資額(7)，16億5,000万フラン； その他の経費(8)，7億2,900万フラン； ⑪整地の特徴 — 諸設備； ⑫UAI（～20ヘクタール）は混合運河をはじめGMPによって供給される；参照：完全経営； ⑬ポンプ基地：灌漑・排水の集団用混合基地，2ヶ所 — 計画の今後（?Suivi）：5ヶ年を基礎とする。 ⑭年； ⑮整地計画—拡張/—再生； ⑯250ヘクタールの整地とSuivi計画； ⑰300haまでの整地とSuivi計画； ⑱Suivi計画； ⑲水力関係の内部基礎構造の経費； ⑳総経費；(1)P.I.V.，A.IまたはG.A.，(2)峡谷の上中流域，峡谷の下流域またはデルタ地帯，(3)農耕の性質と生産量，(4)実現性；APSまたはAPD；(5)決定済，意図のある場合あるいは今後達成予定；(7)水力関係の内部基礎構造；(8)農業設備と維持保全設備プラス4ヶ年の稼働費。

計画名：Collenghal計画

①イタリアが請負う予定

計画名：Hamady Oanare計画

①二毛作にて年間670ヘクタールに米作を行う生産を基本とした完全経営； ②Dioulolの整地と完全経営のための設備； ③完全経営および以後の機能。

計画名：Ndouloumadji計画

①430haの整地，Suiviの人員を配置

計画名：Kobile計画

①このグループは自主単位制で，混合運河をはじめGMPより供給される。

計画名：Matam計画

①工事費総額の中にAPDはふくまれる； ②（詳しい計画を作成の前に）調査・研究； ③建築費と設備費； ④UAI＝自主灌漑単位区

計画名：NDierba計画

①1932haの純米作+多作農業で，牛・馬使用，場合によっては機械化を行う； ②単一水準までは1基と2基のSP（ポンプ基地?）→SP3付きの水路→運河と放水設備はGMPにより操作； ③排水路網； ④堤防，主要道路，3基のSP基地，建物； ⑤1基と2基のSP基地，排水路網はGMPにより操作；

計画名：Podor計画

- ① 1184haの面積に牛馬を使用して農作物を生産する：—592haは米作（二毛作）／—592ha多作農業； ② 5単位のU A Iには下流で調節できる運河が設置される；
- ③ 排水路網と排水基地； ④ 各U A Iに1基地；

計画名：Ngalenka Smont計画

- ① 50haの区画10単位はNgalenkaでポンプ操作するG M P付きである； ② 季節外の時にのみ稼働する第一次基地； ③ 250haに共有の内部基礎設備；

計画名：Guede-Mbanton計画

- ① 4単位には1立の水力設備がつき+共有の保護堤防； ② 50ヘクタールの1単位が機械化を行っている； ③ 再生； 584ha； 農業設備費と維持費

計画名：Salde-Wala計画

- ① サトウモロコシ／米／トウモロコシ／玉ネギ； ② 自主単位1区画につき120ℓ/s(秒)のGMP 2基； ③ 農地への通路+ Doue河にかけた橋； ④ 建物； ⑤ 拡張； ⑥ 通路／橋／設備

計画名：FED/DOUE計画

- ① 現存しているP. I. V.を合併して2,500haを利用； ② これらから決定； ③ これから確認予定；

計画名：Ndioum計画

- ① 整地付きの区間に堤防； ② 独立した平拓地ふたつ；

計画名：lao-Madina地区計画

- ① 独立した基地から給電される極(pale)3ヶ所；

計画名：Pete Tikite計画

- ① 全体に対してひとつの排水設備

計画名：Cascas計画

- ① 360haの整地，うち285haは拡張—開拓地； 75haは再生地； ② 盆地2ヶ所に中間堤防ふたつ；

計画名：南Njanga C計画

- ① 今後実施の予定； ② 灌漑と排水は分離方式； ・洪水に対する保護施設（堤防）はすでに完成， ・下流から制御， ・北Casier Cと同じ整地； ③ 1.3m³/sのポンプ（同パイロットの基地の古いポンプ基地を回収使用できる可能性あり）

計画名：Boundom再生計画

- ① 米の二毛作に使用するため3273haの土地の再生 — もみ米のendue生産量は年間24,000トン； ② 排水（または灌漑）網の復旧と下流での調節装置； ③ Gorom河下流にダム工事； ④ Diawarの建て直しとBoundomにダムを新設； ⑤ Gorom河下流に排

水基地を建設予定； ㊦今後、確定の予定。

計画名：Dagana再生A計画とB計画

㊦運河と排水路の更新，下流での調節装置； ㊦D運河を，60haの機械化した1単位区画のために運河2本と取りかえる； ㊦能力の増強； ㊦D運河を2本の運河に取代える。

計画名：Thiagar再生計画

㊦主要基本の更新 — 2基のseprise基地を建直し，排水基地を新設する； ㊦諸設備は協同設置し，維持作業場(unit)はS. A. E. D.もち，

計画名：デルタ水路計画

㊦デルタ地帯40,000haの土地を浄化する； ㊦Diamaの下流に排水基地； ㊦Kmごとにポンソ(単—ア—4構)を設ける。Kmごと浅瀬に通路を設ける； ㊦4ケ年にわたって賃金と工事維持費。今後確定を行う予定； ㊦主要排水路の再生；

計画名：Dagana C計画

㊦410haの整地。うち米作の二毛作=193ha，多作農業=188ha，樹木栽培=29ha； ㊦独立した4つの地区に灌漑・排水の混合運河で水を給水； ㊦集団用混合基地1基—3基のseprise基地を基本とする運河と水路網。

計画名：Kassack—北部+Ndielの排水計画

㊦(1978年10月作成の)実施計画； ㊦50~280haの水力単位区画，4区画，各々には1基の基地で給水する； ㊦固定型(Gorom河またはKassack河で水をとる)

計画名：Guiers湖—Ndombo—Thiago計画

㊦凹地の水流に対する保護用堤防。

V 調査研究の状況

V. 1. 実施した，あるいは実施中の調査研究

㊦調査研究水準； ㊦代表地区； ㊦関連地区； ㊦面積(ヘクタール)； ㊦調査研究所； ㊦出資源； ㊦備考； ㊦1984年6月に調査書； ㊦指導案(中断)；

㊦整地計画・dus； ㊦進行中

㊦補足P. I. V.； ㊦詳細な案(RG調査)； ㊦実現性，APS拡張； ㊦Niangaの大盆地開発案； ㊦PodorからThiawleまでの通路； ㊦再生調査書； ㊦NDiaelの排水路； ㊦ポンプ基地の自動化； ㊦精米所，峡谷中流域； ㊦1984年7月のデータ；

V. 2 今後実施すべき調査研究

㊦Collengalの調査を完了； ㊦かんがい能力を有する整地計画； ㊦諸整地案および計画の総合； ㊦Matam地区に水利・農業用整理計画の第1段階に入った凹地が確認されている。

㊦注意事項：諸指導案を補足すると，ふたつのダム建設によって生れる能力の残量を確認

することができるであろう。

調査研究状況：要約表 S. A. E. D.

④調査研究水準； ⑤実施した、あるいは実施中の調査研究； ⑥今後実施する調査研究； ⑦備考； ⑧指導案； ⑨デルタ地帯， Bakelに関する補足調査。総合研究が予定されている； ⑩実現性/A.P.S.； ⑪指導案を作成することによって確認済みの凹地（盆地）に関する調査研究を行うことができるようになるだろう； ⑫APDで調査した12,085 haのうち8,430haについての融資を決定している； ⑬優先的凹地に関する調査

VI 出 資

6.1 整地経費（ha当りのコスト）

①1 - 調査研究； ②実施； ③大規模な整地区画； ④中規模の整地区画； ⑤2 - 工事； ⑥作業場の設置； ⑦樹木の伐採； ⑧灌漑・排水路網； ⑨ポンプ基地； ⑩堤防建設； ⑪整地用基地； ⑫工事監督費（工事の7%）

6.2 設備コスト

6.2.1 C. U. M. A.

C.U.M.A.が所有する作業場（parc）型の設備は下記のとおりである：（価格HT/HD

- 60～65馬力のトラクター1台
- 円盤搭載の粉砂機1台
- socs 2台搭載のプロロー（charrue）1台
- 打穀機（t/時）1台
- 畝作機1台
- トレーラー1台（Cu 3.5 t）

合 計

+ 部品（15%）

総 合 計

1 ha当り 261,817 CFA・フランとなるが262,000フランに切り上げる。

6.2.2 維持保全設備

この維持保全用作業場は3,000haの区画用として考えられており、次のような設備を有している；

- 水力ショベル機1台
- グレーダー1台
- 10トン積みトラック1台

一 ピックアップ型小型トラック1台

一 軽自動車1台

合 計

+ 部 品

総 合 計

ヘクタール当りの投資額は31816CFAフランとなるが32,000フランに切り上げる。

6.3 要約表、工事費+設備費

①大規模整地区画； ②中規模整地区画； ③調査研究費と工事費； ④CUMA型の設備費； ⑤維持保全用設備費； ⑥総投資額；

6.4 出資状況

☆ 第一部(A)は第二委任状の整地目標に対する出資状況である。

☆ 第二部(B)は第二委任状以後の時期(1987年7月1日以降のこと)の事業について、今後達成しなければならない融資状況である。

注意事項：(a)すでに達成した融資とその意図があるもの：第2委任状で予定されている整地工事すべてについては、1985年4月1日に融資される。

(b) 第2委任状の目標

一 拡張 = 11,260ha

一 再生 = 4,295ha

工事合計 15,555ha

[第一部 A] 第2委任状による整地事業のための出資状況

6.4.1 1985年4月1日達成した出資

A. I = 中規模整地

G. P = 大規模整地

注意事項： E = 拡張

Rh = 再生

①地区名； ②計画名； ③型； ④面積(ha)； ⑤合計額； ⑥出資者(団体)；

⑦(設備をふくむ)； ⑧拡張； ⑨再生； ⑩Koweitien基金； ⑪イタリア；

⑫オランダ

1985年4月1日に達成した出資額の要約表

①工事の種類； ②会計額(100万CFAフラン単位)； ③備考； ④拡張；

⑤第2委任状の物理的目標の68%； ⑥再生； ⑦第2委任状の物理的目標の19%

⑧総工事費； ⑨第2委任状で予定されていた工事合計の54%

6.4.2 1985年4月1日において達成意志のある出資

④ 1985年6月の見積り額

1985年4月1日において達成意図のある出資額のまとめ表

④ 第2委任状の物理的目標の15%； ⑤ ～の81%，

6.4.3 第2委任状で定められた整地工事を行うため、今後達成目的の出資額

④ NGalenka 下流地帯； ⑤ Kassack 北部； ⑥ Cas-Cas 盆地； ⑦ オランダ；

⑧ 第2委任状の拡張工事の物理的目標の17%；

要約表：第2委任状に定められた整地工事に対しての、1985年4月1日における出資状況

④ 出資額； ⑤ 工事の種別； ⑥ 達成した出資額； ⑦ 達成意図の出資額； ⑧ 達成を
目ざしている出資額；

出資者により出資された、第2委任状の工事に関する出資状況

1985年4月1日での出資額

④ 出資者； ⑤ 拡張； ⑥ 使用できる額，100万CFAフラン単位； ⑦ 計画名；

⑧ 面積 (ha)； ⑨ 再生； ⑩ 拡張と再生を合せての使用できる額； ⑪ 設備； ⑫ 計画
どおりに整地される以前の4 casier については、金額は表示された数字を上まわって
いる。

II. 1985年4月1日での出資状況

III. 達成を目標としている出資額

[第2部 B] 第2委任状以後(1987年7月1日以降)の工事について、達成を目標
としている出資額

6.4.4 達成を目標としている出資額

6.4.4.1 調査研究のため

④ 盆地(凹地)/計画名； ⑤ 実施する調査研究； ⑥ 経費，100万CFAフラン単位；
⑦ 備考； ⑧ デルタ地帯，Bakelの指導案ならびにセネガル河峡谷とファレメ河峡谷総
合開発計画の完成； ⑨ デルタ地帯の排水溝； ⑩ 今後実施予定； ⑪ BIRDの出資意
図あり； ⑫ KFWに申請中； ⑬ Bakel 指導案が完成すると、盆地(凹地)のいずれ
を利用するかの優先順位をよりはっきりとさせることができるであろう； ⑭ 今後の調
査研究。

6.4.4.2 工事および設備費として達成を目標としている出資額

注意事項：下記の表は、1987～90年の期の予想計画に対する出資の必要性を示して
いる。なお、これらの出資申請は、本委任状の事業が終了する以前に提出され、交渉も
完了するはずになっている。

④ デルタ地帯の排水溝； ⑤ 盆地の整地完了=1,700ha

⑥ これは直接CUMAが入っている中規模の区画内の凹地の整地である； ⑦ 整地工事と

設備については S. A. E. D. が出資する必要あり； ㊦注意事項：工事および設備のコストには土地に関する他の事業，とくに再植林（用のシャッター）； 養魚，家畜飼育，村落用の水力設備，衛生事業，職人産業などに対する出資も考慮に入れられている。

要約表—1987～90年の予備計画における調査研究＝工事および設備についての出資の必要性

注意事項：もしもこの総会費に，第2委任状の事業（1,850haの拡張）を完成するために達成しなければならない出資額を加算すれば，（84～90年の期間にわたる）達成を目指す出資額は747億5,600万CFAフランとなる。

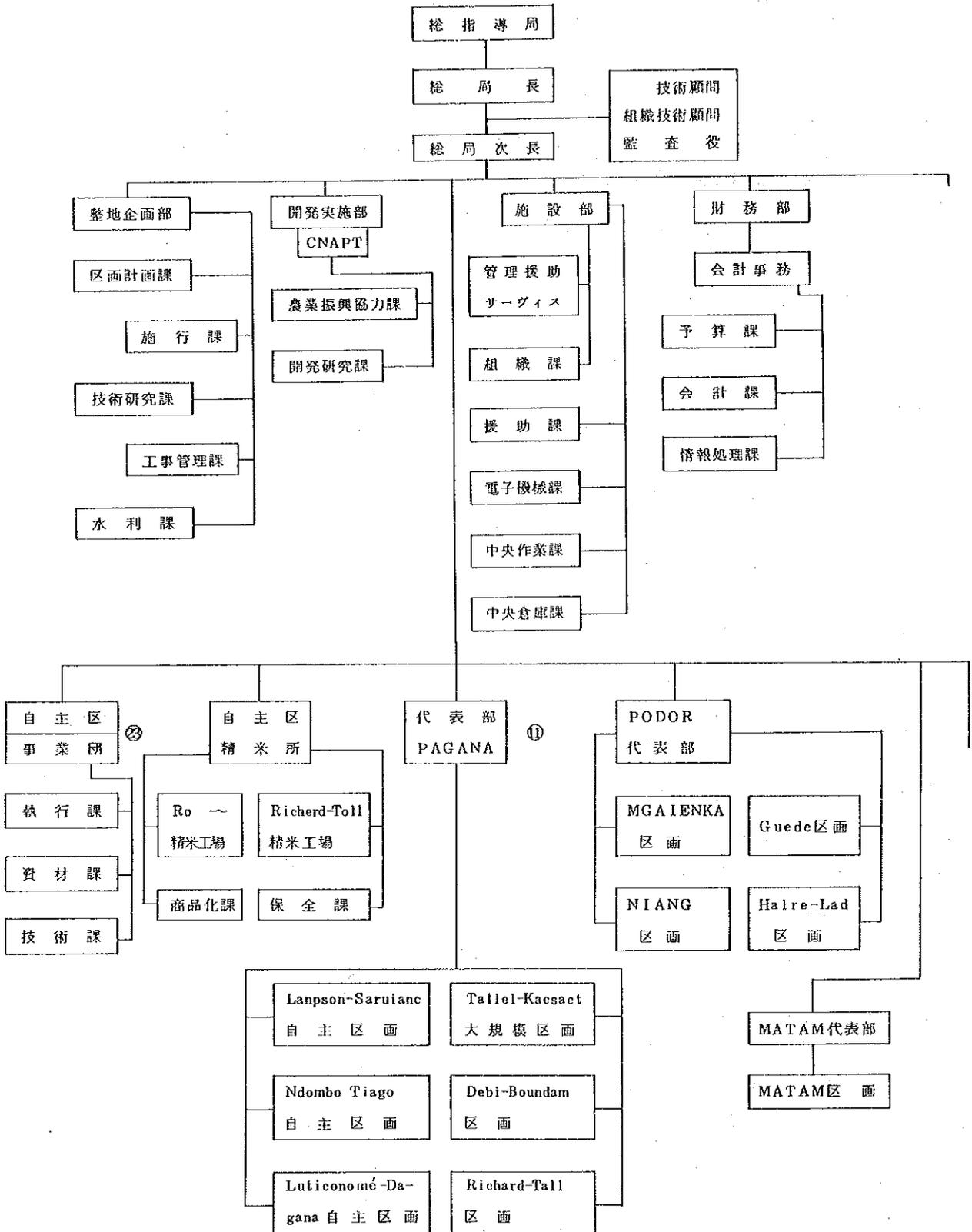
地区ごとに分けた整地・設備達成目標

㊦新しく整地する面積（ha）； ㊦ S. A. E. D. の総合計数； ㊦経費（調査研究費をふくむ）100CFAフラン単位。

（完）

(付 属 資 料 - 1 9)

[組 織 図] SAED 社



《セネガル資料リスト (JICA) 》

- | № | 名称 , 内容 etc. | 語 訳 |
|----|--|------|
| 1) | ROLE ET ACTIVITÉS DE LA SAED
DANS LE DÉVELOPPEMENT RURAL DES VALLÉES
DU FLEUVE SÉNÉGAL ET DE LA FALEME
セネガル川及びファレメ川流域の農村開発における SAED の役割
及び活動 | 仏, 日 |
| 2) | S. A. E. D. BP:74 ST-Louis
Plan d' Action SAED
OBJECTIFS D' AMÉNAGEMENT À MOYEN TERME (84/90)
SAED の行動計画
中期の整地目標 (1984-90) | 仏, 日 |
| 3) | S. A. E. D. SAINT-LOUIS
DEUXIEME LETTRE DE MISSION
entre Le Gouvernement Du SÉNÉGAL et SAED
(1984/1985 -1985/1986 -1986/1987) 17-12-1984
セネガル政府と SEAD 社間の第 2 委任状 1984 年 12 月 17 日付 | 仏, 日 |
| 4) | SAED-BP74 ST-LOUIS
EXÉCUTION DE LA PREMIÈRE LETTRE DE MISSION
OBJECTIFS DE LA DEUXIÈME LETTRE DE MISSION FEVRIER 1985
1 次レターの実施
2 次レターの目標 1985 年 2 月 | 仏 |
| 5) | S. A. E. D. SAINT-LOUIS BP 74
LETRE DE MISSION entre LE GOUVERNEMENT
DU SENEGAL ET S. A. E. D. (1981/1982-1982/1983-1983/1984)
セネガル政府と SAED との間の業務契約書 | 日 |
| 6) | LE MARCHÉ PARALLELE DES CÉRÉALES DANS LA RÉGION
DU FLEUVE SÉNÉGAL
PAR Michael L. MORRIS
BUREAU D' ANALYSES MACRO-ECONOMIQUES
セネガル川流域における非公認穀類市場
マクロ経済分析ビューロー | 仏 |

- 7) LE MARCHÉ OFFICIEL DES CÉRÉALES DANS LA VALLÉE DU FLEUVE SÉNÉGAL 仏
- PAR Michael L. MORRIS
BUREAU D'ANALYSES MACRO-ÉCONOMIQUES
セネガル川流域における公認穀類市場
マクロ経済分析ビューロー
- 8) RÉPUBLIQUE DU SÉNÉGAL 仏
PROJET DE VII PLAN DE DÉVELOPPEMENT ÉCONOMIQUE ET SOCIAL : 1985/1989 tome II
セネガル共和国 第7回経済, 社会発展計画プロジェクト
(1985-1989) Vol. 2
- 9) Pidac カザマンス地方 Project レポート 英
- 10) REPUBLIC OF SENEGAL 英
Sixth four-year Plan of Economic and Social Development :
Guiding Principle and Sectoral Program (1981/1985)
セネガル共和国 第6回経済, 社会発展4カ年計画:
ガイドラインと部門計画(1981/1985)
- 11) RÉPUBLIQUE DU SÉNÉGAL 仏
VI^e
PLAN QUADRIENNAL DE DÉVELOPPEMENT
ÉCONOMIQUE ET SOCIAL 1981-1985
セネガル共和国 第6回経済, 社会発展4カ年計画(1981-1985)
- 12) T/R 仏, 日
OBJET : Requete de financement de projets de développement rural de petite échelle au Sénégal.
目的: セネガルにおける小規模農村開発計画の資金要請
- S. A. E. D. B. P. : 74 SAINT-LOUIS
RAPPORT DE PRESENTATION DE LA CUVETTE DE THIAGO-GUIERS
チャゴギーエル盆地の紹介報告
- DIRECTION DE LA PLANIFICATION ET DES AMENAGEMENTS AOUT 1985
計画と整備の指針 1985年8月

13) Délégation de Dagana (地形図)
P. L. V. de THIAGO Échelle 1/2000

14) T/R 仏, 日
PROJET DE CULTURES TRRIGUÉES A PARTIR DES EAUX
SOUTERRAINES EN ZONE CENTRE NORD SENEGAL
セネガル中央北部における地下水による灌がい耕作計画
融資の請願

15) BIBLIOGRAPHIE GÉOLOGIQUE AFRIQUE 仏
アフリカの地質学文献

その他)

a) General Map (Africa) 1 : 9, 000, 000

b) World Travel Map (AFRICA WEST) 1 : 3, 500, 000

c) その他コピー類 (1式)

d) 現地写真 (2冊)

JICA